

令和3年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年9月22日(水) 午前 8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	宮田 竜二 君
委員	山田 龍治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	池田 綱雄 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	松元 深 君
議員	植山 利博 君		

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	市政推進特任部長兼秘書広報課長	富永 博幸 君
総務部参事兼総務課長	小倉 正実 君	危機管理監	新村 司 君
総括工事監査監	松崎 浩司 君	財政課長	石神 幸裕 君
財産管理課長	田上 哲夫 君	工事契約検査課長	末永 明弘 君
収納課長	萩元 隆彦 君	税務課長	浮邊 文弘 君
安心安全課長	石神 修 君	牧園総合支所兼地域振興課長	蔵元 裕治 君
財産管理課課長補佐	濱崎 利広 君	総務課主幹	鎌田 富美代 君
総務課主幹	柳田 謙一郎 君	秘書広報課主幹	林元 義文 君
秘書広報課主幹	種子島 進矢 君	財政課主幹	末増 あおい 君
財産管理課主幹	堀切 貴史 君	工事契約検査課主幹	山下 弘美 君
工事契約検査課主幹	脇 伸宏 君	収納課主幹	安田 信之 君
収納課主幹	松元 祐一郎 君	収納課主幹	齋藤 学 君
税務課主幹	有村 昭司 君	安心安全課主幹	野辺 貞孝 君
牧園地域振興課主幹	山口 清行 君	総務課総務管理グループ長	豊田 理津子 君
税務課固定資産税グループ長	用貝 大星 君	安心安全課防災グループ長	有村 浩 君
安心安全課交通防犯グループサブリーダー	古賀 政男 君	財産管理課財産管理グループ主任主事	上名主友紀恵 君
財政課財政グループ主事	船盛 慎二郎 君	財政課財政グループ主事	伊地知 仁子 君
安心安全課交通防犯グループ主事補	吉永 蒼天 君		
企画部長	出口 竜也 君	企画部参事兼企画政策課長	永山 正一郎 君
地域政策課長	藤崎 勝清 君	情報政策課長	野村 博昭 君
溝辺総合支所長兼地域振興課長	齋藤 修 君	企画政策課主幹	藤田 光治 君
企画政策課主幹	山下 裕一郎 君	地域政策課主幹	貴島 俊一 君
情報政策課主幹	三善 智弘 君	溝辺総合支所地域振興課主幹	宗像 茂樹 君
地域政策課地域政策グループ長	横山 雅春 君	情報政策課情報化推進グループ長	二宮 紀仁 君
情報政策課統計グループ長	米元 利貴 君	企画政策課企画政策グループサブリーダー	石塚 照久 君
企画政策課企画政策グループサブリーダー	川床 智文 君	地域政策課地域政策グループサブリーダー	鬼塚 友弘 君

情報政策課電算グループリーダー 佐藤 之俊 君 溝辺地域振興・教育グループリーダー 秋窪 貴洋 君
企画政策課企画政策グループ主任主事 藤山 健 君 企画政策課行革推進グループ主任主事 川崎 平祐 君
建築住宅課長 侍園 賢二 君 建築住宅課建築第1グループ長 迫 則男 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時58分」

○委員長（木野田誠君）

決算特別委員会を開会します。本日は、決算関係議案14件のうち、2件の審査を行います。

△ 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、総括の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、その概要を御説明申し上げます。令和2年度における本市の財政運営につきましては、普通交付税の合併特例措置が当該年度で終了することなどを踏まえながら、霧島市経営健全化計画（第3次）等の下、財政の健全性の確保に努めたところです。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施された事業の影響で歳入歳出ともに決算額が大きく増加しました。歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う徴収猶予等により、平成22年度以降、毎年前年度を上回っていた徴収率が11年ぶりに前年度を下回る結果となりました。しかしながら、各収入の徴収率向上への取り組みや、ふるさと納税の広報などに力を入れるなど自主財源の確保には積極的に努めたところです。一方、新型コロナウイルス感染症対策関係で、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金など国庫支出金の増などにより依存財源が大幅に増加し、歳入総額は前年度比29.0%の大幅増となりました。歳出面においては、「第二次霧島市総合計画」で掲げた各種施策に積極的に取り組むとともに、徹底した経費節減を進めた一方、新型コロナウイルス感染症対策関係で扶助費、補助費等が大きく増加したほか、人件費、普通建設事業費なども増加したことから、歳出総額は前年度比28.5パーセントの大幅増となりました。その結果、令和2年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額820億3,145万6,000円、歳出総額783億2,475万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は37億670万2,000円、さらに、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源10億534万5,000円を差し引いた実質収支は、27億135万7,000円の黒字となりました。また、令和2年度末の市債現在高は、529億4,576万5,000円で、前年度末より約13億6,000万円減少しました。一方、財源調整に活用可能な財政調整、減債、特定建設事業の3基金合計現在高は、142億3,207万5,000円となり、前年度末を約10億円下回る結果になりました。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率は6.5%で、他の健全化比率等も含め、全ての数値で国が示す早期健全化基準を下回っていることなどから、概ね健全な財政運営を行っているものと考えているところです。今後とも、持続可能な健全財政を堅持するために、合併以降年々増加している扶助費をはじめとする社会保障関係費、今後の大型事業

の実施、経年劣化に伴う施設改修等に備え、引き続き、中長期的視点に立って、自主的、自律的に行政改革を推進してまいります。以上で、一般会計の決算全般についての総括説明を終わりますが、引き続き、決算の概要について財政課長が、税収等の状況について税務課長、収納課長がそれぞれ御説明いたしますので、よろしく御審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（石神幸裕君）

それでは、令和2年度決算概要について、御説明します。この決算概要については、総務省が毎年度行っている地方財政状況調査、いわゆる決算統計をベースに分析を行ったものです。この調査は、一般会計と公営事業会計以外の会計を統合し、地方財政統計上統一的に用いられる普通会計としてまとめたものになります。令和2年度普通会計決算額は、一般会計決算額から鹿児島県後期高齢者医療広域連合の事業会計計上分等である1,377万1,000円を除いた額であり、令和2年度の一般会計歳入歳出決算書とは数字が異なりますので、あらかじめ御了承ください。まず、令和2年度決算概要の資料に基づきまして御説明します。2ページをお開きください。普通会計決算の総括です。決算総額では、歳入総額が820億1,768万5,000円で対前年度比29.0%増、歳出総額が783億1,098万3,000円、対前年度比28.5%の増となりました。3ページ、第1表をご覧ください。歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、37億670万2,000円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源10億534万5,000円を差引いた実質収支は、27億135万7,000円の黒字となりました。令和2年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は、7億3,749万7,000円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金への積立及び取崩並びに元利償還金の繰上償還金を加味した実質単年度収支は、2億7,312万9,000円の赤字となりました。財政力指数は、前年度と同じ0.56で、標準財政規模は、342億30万6,000円となりました。そのほか、後ほどご説明しますが、経常収支比率については、90.5%で、前年度の92.0%から1.5ポイント改善し、実質公債費比率についても6.5%で、前年度の6.7%から0.2ポイント改善しています。次に、4ページをお開きください。普通会計決算の財政構造になります。はじめに、歳入です。5ページの第3表で歳入の状況をそれぞれの区分ごとにお示ししています。主な内訳については、市税が構成比19.8%、前年度25.7%、5.9ポイント減、決算額162億1,122万3,000円となりました。同様に、地方交付税が17.7%、前年度22.3%、4.6ポイント減の145億3,787万5,000円、国庫支出金が32.4%、前年度16.5%、15.9ポイント増の265億8,882万4千円、県支出金が7.3%、前年度8.3%、1.0ポイント減の59億5,461万2,000円、市債が6.3%、前年度7.5%、1.2ポイント減の51億6,250万円となりました。具体的な項目では、増加の主なものとして、国庫支出金については、(新型コロナ)特別定額給付金給付事業費・事務費補助金が125億6,742万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が17億4,100万2,000円、県支出金については、畜産クラスター事業費を始めとする普通建設事業費支出金が5億8,330万5,000円、地方消費税交付金については、消費税率の改正により4億8,684万円それぞれ増加しました。一方、減少の主なものとして、諸収入については、プレミアム付商品券売上収入が2億2,592万5千円、市税については、法人市民税が1億8,436万2,000円、地方特例交付金については、令和元年度限定で交付された子ども・子育て支援臨時交付金が1億2,057万円それぞれ減少しました。次に、7ページをお開きいただき、第4図 自主財源と依存財源をご覧ください。市税、基金からの繰入金、繰越金、使用料及び手数料等が自主財源で、構成比としましては、31.7%です。依存財源は、国庫支出金、地方交付税、県支出金、市債等で、構成比は68.3%です。また、自主財源の占める割合が前年度の40.0%から8.3ポイント減少しました。自主財源の占める割合が大きく低下した主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として(新型コロナ)特別定額給付金給付事業費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が交付されたことなど特殊要因によるものですが、行政活動の自立性と財政基盤の安定性を確保する上から、今後とも、自主財源の比率を高める必要があります。次に、第5図、一般財源等と特定財源をご覧ください。一般財源等は53.3%を占めており、市税、地方交

付税，地方消費税交付金等になります。なお，市債の割合が第5図では2.0%と4.3%に分かれており，第4図及び第6図では6.3%となっていますが，これは第5図の2.0%の市債は普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債等であり，一般財源扱いとなるためです。特定財源は46.7%を占めており，国・県支出金，臨時財政対策債等以外の市債等で，それぞれ使用目的が決定している財源になります。次に，第6図 経常的収入と臨時的収入をご覧ください。経常的収入は，市税，地方交付税，国庫支出金等です。市税は第4図及び第5図では19.8%でしたが，このグラフでは，都市計画税が臨時的収入に分類されるため，都市計画税を除外した税の割合で，19.1%となります。同じく地方交付税では特別交付税が臨時的収入に分類されるため，普通交付税の割合で，15.9%となります。歳入に占める経常的な収入が多ければ多いほど，安定的な財政運営ができるということになりますので，このような観点からも，市税あるいは国県支出金といった経常的収入の確保に努めていかなければなりません。続きまして，歳出の状況になります。まず，目的別の歳出状況については，10ページをお開きいただき，第4表をご覧ください。目的別の歳出状況は，それぞれの年度において，歳出の目的別経費の支出状況が異なることから，年度ごとにばらつきがあります。民生費が30.2%と最も高く，次に総務費28.2%，教育費10.7%，公債費8.7%の順となりました。増加した主な項目としては，総務費については，（新型コロナ）特別定額給付金事業による144.5%の増，商工費については，事業継続支援給付金給付事業による68.7%の増，災害復旧費については，大規模災害の発生による42.5%の増などです。一方，減少した教育費については，小中学校等への空調設備整備終了等により5.4%減となりました。次に，性質別の歳出状況については，11ページの第5表をご覧ください。義務的経費は44.0%，344億1,674万9,000円，投資的経費は13.2%，103億4,466万1,000円，その他の経費は42.8%，335億4,957万3,000円です。前年度との比較では，義務的経費が23億5,818万8,000円の増で，人件費は会計年度任用職員の制度開始等に伴い11億5,970万9,000円，扶助費は新型コロナウイルス感染症対策の子育て世帯臨時特別給付金給付事業，ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の実施，子どものための教育・保育給付事業の通年実施等に伴い10億9,295万2千円，公債費は元利償還金の増に伴い1億552万7,000円，それぞれ増加しました。投資的経費が8億9,332万7,000円の増で，普通建設事業費は小中学校ICT環境整備事業，隼人駅東土地区画整理事業，畜産クラスター事業等に伴い6億6,879万1,000円，災害復旧事業費は大規模災害の発生に伴い2億2,453万6,000円それぞれ増加しました。その他の経費は141億1,480万8,000円の大幅増で，主な内訳として，補助費等は新型コロナウイルス感染症対策として（新型コロナ）特別定額給付金給付事業等に伴い134億2,652万3,000円，積立金はふるさとさときばいやんせ基金等の積み立て増に伴い4億2,157万5,000円それぞれ増加しました。次に18ページをお開きください。経常収支比率については，財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標として用いられています。これは，歳出の経常的な経費に充当された一般財源等308億8,798万5,000円が経常的に収入される一般財源等341億3,604万3,000円に占める割合で算出するもので，経常的な支出に充当する一般財源等が多くなれば，臨時的支出に一般財源等を充当することができなくなるため，財政構造に弾力性がないということになってきます。先ほども触れましたように，令和2年度の経常収支比率は，前年度の92.0%から1.5ポイント改善し，90.5%となりました。改善した要因としましては，普通交付税，地方消費税交付金等の経常的に収入される一般財源等が増加したことによるものです。次に，将来にわたる財政負担として，市債及び積立基金について分析したものです。15ページをご覧ください。市債については，第6表で公債費の財源別内訳等を，第7表で市債の現在高をお示しています。第6表の決算額68億684万2,000円のうち，一般財源等が66億6,008万2,000円で97.8%を占めており，大部分を一般財源等で償還しています。第7表では，これまでと同様に借入額を償還元金以下に抑制したことにより，令和元年度末の現在高543億183万6,000円に対して，令和2年度末では，529億4,576万5,000円となり，13億5,607万1,000円減少しました。16ページをお開きください。令和2年度中に発行し

た市債は、第9表のとおり、令和元年度繰越分の借入額12億3,950万円と令和2年度借入額39億2,300万円を合わせた51億6,250万円で、そのうち、合併特例事業債は21億670万円、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は14億4,850万円発行しています。次に、21ページをお開きください。基金の状況になります。積立基金について、令和元年度末と比較しますと5億9,934万9,000円減少しています。22ページをご覧ください。第13表、積立基金残高では、財政調整に活用可能な財政調整基金、減債基金及び特定建設事業基金の3基金残高は、9億8,949万6,000円減少し、142億3,207万5,000円となりました。最後になりますが、令和2年度においては特殊な事情があるものの、公表されている令和元年度の全国の類似団体と比較すると、本市は自主財源比率31.7%、財政力指数が0.56と低いなど財政基盤が脆弱であること、また、令和2年度で、普通交付税の合併特例措置が終了したこと、加えて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税のうち法人市民税が減少しました。一方、歳出面では、増加し続けている扶助費などの社会保障関連経費が、少子高齢化の進行に伴い今後も増加傾向にあること、敷根清掃センターをはじめとする多くの施設等で経年劣化への対応が必要であること、更には新型コロナウイルス感染症への様々な対応・取組、総合治水対策をはじめとした必要不可欠な大型の普通建設事業や第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会、延期になった特別国民体育大会等の大型イベントも控えていることなどから、今後においても多くの財政需要が見込まれる状況にあります。このような厳しい財政状況の中で、本市を取り巻くあらゆる課題の解決や市民福祉の向上に努めなければなりませんので、霧島市行政改革大綱（第3次）や令和3年度策定予定の霧島市経営健全化計画（第4次）などに基づき、より一層、効果的かつ効率的な財政運営に取り組んでいくとともに、霧島市公共施設管理計画に基づく施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）についても積極的に推進していく必要があります。今後とも、後年度の財政運営に支障をきたさないように、常に中長期的な視点に立って、財政収支の均衡を図るとともに、計画的な財政運営を行うために基金の積み立てを行う一方、市債の発行や債務負担行為の設定等については慎重を期するなど、今まで以上に健全財政の堅持に努めていかなければならないと考えています。なお、24ページ以降には資料を掲載していますので御参照ください。以上で、決算概要の説明を終わります。続きまして、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明します。まず、健全化判断比率の各比率について御説明します。①最初に、実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率になります。標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものになります。本市の令和2年度決算では、実質収支が黒字であるため、マイナス7.89%と負の値となり、－となります。地方公共団体において、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である早期健全化基準は、本市の場合11.63%以上となります。また、地方公共団体の財政状況の著しい悪化に伴い、自主的な財政の健全化を図ることが困難な場合に、計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である財政再生基準は、市町村の場合20%以上となっています。本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。②次に、連結実質赤字比率は、特別会計や公営企業会計を含んだ全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率になります。本市は、連結実質収支が黒字であるため、マイナス29.00%と負の値となり、－となります。早期健全化基準は本市の場合16.63%以上、財政再生基準は30%以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。③次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、一部事務組合の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金や、公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したものと

うこともできます。本市は、6.5%となっており、早期健全化基準は25%以上、財政再生基準は35%以上となっていますので、本市はいずれも基準を下回っており、問題はありません。④最後に、将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率になります。これは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示したものであるということもできます。本市は、地方債の償還等に充当可能な財源が将来負担額を上回ったことから、マイナス26.4%と負の値となり、一となります。早期健全化基準は市町村の場合350%以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。次に、資金不足比率について御説明します。これは、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、本市はいずれの会計も資金不足がありませんので、一となります。地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準として定められた数値である経営健全化基準は20%以上となっていますので、本市は基準を下回っており、問題はありません。まとめとしまして、本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す早期健全化基準等を下回っており、本市は財政が比較的健全な自治体と区分されますが、早期健全化、財政再生への取組を強制されないことがないよう、引き続き、自主的、自立的に改革改善を実施していく必要があると考えています。以上で、説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

税務課・収納課関係の税收等の決算概要につきまして、御説明いたします。決算附属書の16ページの市税の個別の収納状況につきましては、まず、個人市民税の現年課税分が、調定額53億1,055万2,692円に対し、収入済額52億7,739万8,933円で、徴収率99.38%であります。滞納繰越分は、調定額1億170万7,246円に対し、収入済額3,828万6,672円で、徴収率37.64%となっております。次に、法人市民税の現年課税分が、調定額8億3,403万2,300円に対し、収入済額8億2,773万1,900円で、徴収率99.24%であります。滞納繰越分は、調定額1,002万1,376円に対し、収入済額182万5,030円で、徴収率18.21%となっております。次に、固定資産税の現年課税分が、調定額82億2,790万2,523円に対し、収入済額80億2,683万1,242円で、徴収率97.56%であります。滞納繰越分は、調定額2億8,927万199円に対し、収入済額6,681万1,385円で、徴収率23.10%となっております。また、国有資産等所在市町村交付金につきましては、調定額・収入済額ともに9,971万1,600円であります。次に、軽自動車税の環境性能割は、調定額・収入済額ともに1,383万9,700円あります。種別割の現年課税分が、調定額4億7,309万8,500円に対し、収入済額4億6,916万1,147円で、徴収率99.17%であります。滞納繰越分は、調定額1,386万5,719円に対し、収入済額345万233円で、徴収率24.88%となっております。次に、市たばこ税の現年課税分は、調定額・収入済額ともに8億115万4,564円あります。滞納繰越分は、調定額・収入済額ともに5,692円あります。次に、入湯税の現年度分は、調定額・収入済額ともに5,429万1,840円あります。次に、都市計画税の現年課税分が調定額5億3,073万4,801円に対し、収入済額5億2,422万5,252円で、徴収率98.77%であります。滞納繰越分は、調定額1,658万4,393円に対し、収入済額649万8,046円で、徴収率39.18%となっております。また、市税全体では、調定額167億7,677万3,145円に対し、収入済額162億1,122万3,236円、徴収率96.63%で、前年度と比較して0.49ポイントの減となっております。以上で、収納課関係の税收に関する説明を終わります。

○税務課長（浮邊文弘君）

次に、税務課から決算附属書、16ページ（款）2地方譲与税から、21ページ（款）10国有提供施設等所在市町村助成交付金までの収入状況について、御説明いたします。（款）2地方譲与税は、地方揮発油譲与税から地方道路譲与税まで、それぞれの譲与税の調定額及び収入済額は、ともに同額であり、合計額が6億5,430万5,001円、対前年度比10.89%の減であります。内訳については、（項）

1 地方揮発油譲与税が1億3,849万3,000円, (項) 2 自動車重量譲与税が4億293万6,000円, (項) 3 森林環境譲与税が7,444万円, (項) 4 航空機燃料譲与税が3,843万6,000円, (項) 5 地方道路譲与税が1円となっております。次に(款) 3 利子割交付金は960万8,000円, (款) 4 配当割交付金は, 2,811万2,000円, (款) 5 株式等譲渡所得割交付金は, 2,849万円, (款) 6, 法人事業税交付金は, 1億3,256万3,000円, (款) 7 地方消費税交付金は27億3,288万6,000円, (款) 8 ゴルフ場利用税交付金は, 4,197万9,220円, (款) 9 環境性能割交付金は2,327万5,000円(款) 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金は194万2,000円の調定額となっております, 収入済額も同額であります。(款) 3 から(款) 10までの交付金の合計額は29億9,885万5,220円で, 対前年度比24.07%の増であります。以上で, 税務課関係の税収に関する説明を終わります。

○委員長(木野田誠君)

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員(山田龍治君)

部長口述の中で, 真ん中の段, 徹底した経費節減を進めた一方という表現がございました。この徹底した経費節減どのようなものをされたのか, お示しいただきたいと思います。

○財政課長(石神幸裕君)

令和2年度の決算につきましては, コロナの影響によりまして, 歳入歳出ともに規模が膨らんでおります。その中で, 実際に, 特に, 今年特徴的なことは, 中止になったイベント等とかコロナに対応しなければならなかった事業等々いろいろありました。その中で, 既定予算でできる範囲は, それをうまく活用して, 支出しなければいけないものは, 財政課と協議する中で支出を行い, 止めなければならないのは, 早めに協議をして止めたといったことが, 今年度の一番大きい特徴的なものであろうかと思っております。通年実施している予算はあるけれども, それを使い切るとか, そういうことではなくて, 常に残については, 執行段階に応じて, これは適正な執行であるのか, 適正な額であるのかということを含めながら, 事業を実施しているところであります。

○委員(宮内 博君)

部長口述で令和2年度末の市債現在高, そして3基金の合計額等が報告をされております。昨年の当初の段階で, どういうふうに予測をされて, そしてその結果的にこういうふうになったのかということについてお示しいただきませんか。

○財政課長(石神幸裕君)

令和2年度の当初予算におきましては, 過去最高の608億円という予算でございました。その中で, 財政調整基金を最高の約29億円計画額よりも多く取り崩して予算編成を行ったところであります。その中で実際, 支出におきましては, 起債の発行額を抑えることができ, 基金についても, 29億円から19億円の取崩額を約10億円減らすことができたと考えております。

○委員(宮内 博君)

基金の残高が37億円減少するというようなことで見込んでいたわけですがけれども, 結果的には, 部長報告にありますように, 約10億円, 9億8,949万6,000円の減少にとどまったと。結果的に27億円ほどここで, 差額が生じているわけですがけれども, あくまでも予算でありますので, 推計値を推しはかるのに限界があるだろうというふうには思いますけれども, どういうふうにできるだけ近い推計値を出していくのかということからすると, 令和2年度の決算というのはどういう状況だったのかということについて, どのような判断をされているんですか。

○財政課長(石神幸裕君)

先ほど当初予算ベースのお話をしたんですけれども, そのあと, コロナの臨時交付金等が出てきてまして, 結果的に800億円台の決算額になっております。その中で, 5月の臨時会で財政調整基金を10億円取り崩して, コロナの対策に充てたわけなんですけれども, その中で, 実際的には, そのあ

と国が1次2次3次の補正を行いまして、臨時交付金をいただきながら、うまくその財源を使って、結果的には単年度で見ますと、一般財源を少なく抑えることができたこととなります。通常の当初予算に組んでいた以外で、コロナの対策を行わなければならなかった状況の中で、この最高額であった取崩額を大幅に少なくできたことは、令和2年度、何とか乗り切ったのかなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

経験したことがないコロナ感染症の拡大、そういう中で、どう予算を編成していくのかということでの苦労もあつたらうというふうに思うんですけども、当初想定をしていたいわゆる地方創生臨時交付金等の活用によって、結果的には取り崩しを抑えることができたというようなことでよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

5月の臨時会で19億円の財政調整基金を取り崩したんですけども、当初予算の29億円にプラスして10億円を投入したところでありますので、それに対して、結果的に19億円程度の取崩しで済んだということになるかと思えます。

○委員（仮屋国治君）

財政課長口述の経常収支比率のところ、前年度の92%から1.5ポイント改善しということで、その要因が普通交付税、地方消費税交付金が増加したことということで説明があつたわけでありますけれども、普通交付税、地方消費税交付金、それぞれにどのような要因で増加したのかを、もう少し詳しくお知らせいただけませんか。

○財政課長（石神幸裕君）

経常収支比率でございますけれども、分母であります経常一般財源と分子であります経常一般財源を充てた歳出でございますけれども、実際は分子のほうの歳出も伸びております。それ以上に分子の一般財源が伸びたことによって、改善されたということになります。普通交付税におきましては、大きく増になった要因としましては、令和2年度の基準財政収入額で法人税割が6億4,000万円程度落ちたことによりまして、普通交付税が伸びております。あと消費税につきましては、令和2年度から通年の10%の税が入ってきたことで、見込額より多くなったことによるものです。

○委員（仮屋国治君）

法人税割が6億円ほど増加したということでありますけれども、令和3年度以降もそのような傾向にあると理解してよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

令和2年度の普通交付税の算定におきます基準財政収入額の法人税が落ち込んだのは、前年度分が、翌年度に反映されるシステム、清算システムになっておりまして、前年度の分が令和2年度に影響して、基準財政収入額が落ちたということになります。ですので、毎年度これについては、それぞれ違ってくるかと思いますが、交付税算定上の法人税ですので税務課としては、毎年度の法人税の額になろうかと思えます。

○委員（仮屋国治君）

税務課長口述の中で、款3から10までの交付金の合計額が29億うんぬんで、対前年度比24.07%の増でありますというふうに御説明があつたわけですけども、この口述の中では、款2がマイナス20%になったというだけで、あと増減の説明がちょっと不足しているように思うわけでありますけれども、3から10の交付金が上がった要因はどのようなものかを御説明いただけますか。

○税務課長（浮邊文弘君）

令和2年度から新規に増えたものが法人事業税交付金、これは法人割のほうで令和元年10月1日から税割の率が12.1%から8.4%に下がっております。その下がった分の措置として、県の事業税交

付金から一定割合を市町村に交付するというので、その税率が下がった分を補うために、法人事業税交付金というものが新設されております。これが令和2年度の実績で1億3,000万円ほど増えております。それから先ほど財政課長のほうからもありましたが、地方消費税交付金、これが8%から10%になったということで、この分が増額、地方消費税のほうが一番大きく伸びたところでございます。

○委員（宮内 博君）

決算書の4ページのところですけれども、地方交付税の未計上額というのが、やはり今回も7億2,000万円余り計上されております。これは特別交付金ということで、これまで何回も提案してきているところでありますけれども結果的に、今回も決算の中でしか報告をされない。議会には年度末にこういう金額になったという報告があるんですけれども、補正予算上はそれが計上されていないわけですよ。それでこのことについてはもうほとんど議論なしに、例年どおり踏襲したというようなことなんでしょうか。

○財政課長（石神幸裕君）

令和2年度の特別交付税なんですけれども、これまでどおり本市においては、特別交付税については、交付時期が3月の時期であること、定例会中であること、年度末で特別交付税を財源として実施する事業等もないことから、例年その場合は計上していないところです。ただ、令和2年度におきましては、最終本会議において、最後の第17号の追加提案をしております。その中で、実際上は一般財源を伴う事業はなかったんですけれども、そのことについて、部内で協議をしまして、例年どおりの見解で予算計上を見送ったところです。

○委員（宮内 博君）

こういう予算の計上の仕方が本当にこの総計予算主義の原則に合致しているのかどうかという。そういうことでの根底には、自治法上の規定からして、どうなのかっていうところの本質的な問題での議論というのはこれまでも繰り返されてきたところなんですけれども、その議論はなかったんですか。

○総務部長（橋口洋平君）

特別交付税の未計上は、総計予算主義の原則に反するのではないかとということなんですけれども、これにつきましてはもう今までも申し上げてまいりましたとおり、総計予算主義と申しますのは歳入歳出を混交又は相殺せず、収入支出ともに、その全額を計上することというふうには理解しておりますので、特別交付税の全額を予算計上しなければならないということではないというふうには認識しているところでございます。また、過去に総務省の自治財政局及び自治行政局にも違法性がないことを確認しておりますので、他団体につきましても、多くこういった手法をとっておりますことから、総計予算主義の原則に反するものではないというふうには考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

合併後に新たにこういう手法があるんだなというのを私たちも知ることができたわけですよ。旧町では全て特交についても年度内の補正予算で処理をするというようなことは原則的になされてきたということですので、そのところ、なぜその旧町はそういう措置ができたのかということをややはり検証すべきだというふうに思いますので、そのことは引き続き議論をしていきたいと思っております。それから国庫支出金が、13億3,432万円余り、県支出金も5億6,700万円余り減額になっております。金額的にもかなり大きな、19億円ぐらいの減額ということになっているんですけど、これは理由がどういふものであって、補正で対応できなかった理由についてもお示しをください。

○財政課長（石神幸裕君）

今おっしゃいますのは、4ページの国庫支出金の収入未済額でございますでしょうか。これにつきましては繰越しになります。交付決定を受けておりますけれども繰越したために未収になってお

りますので、調定を立てて未収入で翌年度に送っているものが大きな要因でございます。

○委員（宮内 博君）

翌年度繰越事業をという形で処理をしたということでありまして、ここでの議論でいいのかわかりませんが確認ですけれど、不用額調書が示されているんですけども、その中でいわゆる翌年度繰越事業に関する不用額というのが非常に多いというのが一つの特徴だろうというふうに思うんですけども。繰越明許費で計上したけれども、実際不用だということで計上している。こういうのが随所に見られるわけですが、そここのところは、それをどういうふうに推計をしながらしているのかということのちょっと示していただくことができますか。

○財政課長（石神幸裕君）

すいません、不用額調書の中の翌年度繰越額というところにつきましては、令和2年度から令和3年度へ送った額になっておりまして、不用額については、その中で、最終的に令和2年度で不用額になったところがございます。ですので、先ほどの国県支出金の調定額との差のところについては、この翌年度繰越額の中に含まれる財源になろうかと思っております。

○委員（宮内 博君）

確かにその翌年度の繰越しの財源として計上するわけだけども、計上はしたけれども、実際にその決算的なこの不用になって報告をされるというような点ではどうなのですか。

○財政課長（石神幸裕君）

先ほどの歳入の国県のほうでいきますと、これは令和2年度から令和3年度のほうに送った財源でございますね。不用額調書につきましては、令和元年度から令和2年度に送った繰越しについてはこの不用額の中に入ってございまして、もし繰越した中で不用額が生じていけば、ここの中に不用額が入ってまいります。特に今回、令和2年度の不用額調書の中で不用額として、多いもの、特記すべきものについては、国体事業の事業費が令和元年度から令和2年度に繰越して、今この令和2年度の決算に入っておりますけれども、それが全く執行しなかったのが億レベルでございます。

○委員（新橋 実君）

今回の決算は、新型コロナの影響で非常に膨らんだわけですけども、今回いただいたこの令和元年度決算類似団体データというのをもらっているわけですけども、この中でいけば、この標準財政規模というのが霧島市は337億円となっているわけですけども、これについてはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○財政課長（石神幸裕君）

今回、皆様に配付しております令和元年度決算のこの類似団体のところの標準財政規模でございますけれども、霧島市は、この50団体のうち標準財政規模としましては3番目に位置付けてございまして、平均がその下に書いてあります259億円程度でございます。この類似団体との比較でどのような特徴があるかと申しますと、以前からも指摘がありますとおり、類似団体については面積要件がございません。その中で、50団体、うちの特徴としましては、まずはやはり面積が広い、人口もそれなりに有している。ですけども、そのために普通建設、義務的経費、市債の額が多いです。基金残高は上位で、市税も地方としては多いほうですので、ここの標準財政規模がある程度高い数値になろうかと思っております。ただ、財政力指数が低いために、普通交付税の額は上位でありまして、特徴としましては、規模、面積が広いんですけども、経費が掛かって、国からの交付税が多いという状況にあるかと思っております。

○委員（新橋 実君）

だからですよ。財政は630億円ぐらいの歳入が組んであったわけですけども、実際は337億円ぐらいの予算規模で済まさないといけないのではないかと私を言っているんですけど、その辺についてはどういうふうに考えてらっしゃるんですかということなんです。

○財政課長（石神幸裕君）

標準財政規模につきましては、標準的な収入にプラス普通交付税と臨時財政対策債が足された額になります。それで330億円なんですけれども、通常、今回のコロナがなければ、今のところうちとしては、どうしても予算額的には600億円程度になろうかと思っておりますので、なかなかこれを、当初目指していた500億円を切る480億円程度に持っていくのは、それ以降に発生した扶助費の伸び等を考えますと、なかなか現実的には難しいのではないかと考えております。

○委員（新橋 実君）

今後の目標としてですよ、部長、以前は500億円を切って予算規模を落としていかないといかんというような目標があったわけですけども、今後どういうふうな形で考えてらっしゃるんですか。

○総務部長（橋口洋平君）

おっしゃるとおり、500億円程度の予算規模を目指すということで過去やってきたところなんですけれども、今、新橋委員のほうからありますように、標準財政規模としては330億円という程度の。これは先ほどから課長も言っていますとおり標準的な税收、それから普通交付税、それから臨時財政対策債の発行可能額、これを足した額がこの額になるということで、基本的な市としての行政としては、こういうことがその標準的なお金を使って標準的な歳出にあてますよということ。それプラス、やはり、先ほどからもありますように、大規模な建物を造ったり、それから、これから長寿命化で道路、橋、そういったやつにまたお金を突っ込んでいかなければいけません。そういったことにつきましては、これ以外の国庫支出金でありますとか、県でありますとか、それ以外の。それから、まだしばらくは合併特例債が使えます。合併特例債がもう終わった後になりますと、やはり、こういった形で規模に合った予算、市の規模に合った予算規模というのを目指していかなければいけないというふうに考えておりますけれども、現段階では、やはり有利な合併特例債があって、いろんなものを投資的な経費にあてていくというふうなことも考えられますので、しばらくは合併特別債が続くまでは、令和7年度までですかね。それまでは600億円前後の予算規模になろうかというふうには考えております。

○委員（新橋 実君）

以前の市が考えていたいろんな事業がある中で、合併する以前に計画した目標があったわけです。今の学校の校舎の耐震化にしても、非常に遅れることがたくさんあるわけですけども、そういったものが合併特例債はできるのではないかと思ったらそれもできていないというようなことも非常にたくさんあるわけです。やはりそういったのを、もう今では本当に終わってないといけないうのがまだ済んでいないというような問題もあるわけですけども、それも合併特例債も使えない中で終わってしまうということもありますので、やはりそういったのはできるだけ早めにですね。ほかのところと言わないといけないうかもしれませんけど、そういったところに早く使われるように、合併特例債があるうちに使えるようにやっていただきたいと要望しておきますので。

○委員（宮内 博君）

この類団というのを示すことにどれぐらいの意味があるのかなというのを、資料を見るたびにそう思うんですけども、これは国が定めている類団をそのまま引用しているんだらうというふうに思いますけど、まず、そこの確認をお願いします。

○財政課長（石神幸裕君）

類団につきましては、国のほうで市町村類型を定めて資料として示されているものです。

○委員（宮内 博君）

先ほどもあったように、面積要件が全く配慮されてないということですよ。この資料でも見て分かるように、霧島市は603km²ですけども、この50団体の中で3番目に面積が広いわけですよ。岩国市が1番多くて873km²、延岡市が868km²、その次は霧島市なんですけれども、最もこの面積要件

が少ない東京都の小金井市は11.3km²と。だから、54倍、霧島市は面積が広いわけですよ。だから本当にこれが参考値となるような数字なのかどうかと。先ほど、それだけ面積が広いということは当然に諸経費が掛かるということになるわけですので、そこを単純に比較していいのかという疑問が当然出てくるわけですが。実際にその標準財政規模からいきますと、300億円ぐらいですね。337億円ぐらいになるというようなことになりまして、実際、運営そのものがない非現実的なものだというふうに思うんですけども、その辺はこれに一つの参考資料としては提出するけれども、面積要件をしっかりと捉えた全国の類団という形で、別件で市独自の資料を出す必要があるのではないですか。

○財政課長（石神幸裕君）

委員がおっしゃいますとおり、面積要件がないために、比較はできないということなんですけれども、結局、国のところにおきましては、決算統計に基づいて決算の概要を作成しております。これについても、実際、これが本当に比較対照すべき項目なのかというのも、それぞれの値においても、標準とするならばこの値を使って比較する。経常収支もそうですし、いろんな数値についても、一応これを参考に基準にしましょうということで、決算の概要を作成しております。ですので、比較対照に委員がおっしゃるようなところにはなかなかいかないと思いますので、本市としても、この数字、また、類団の比較についても参考程度に見ておきまして、その中でも、特に近いところ、例えばこの50の中でも宮崎県の延岡については、比較的近いところで、ちょっとそこ意識をしながら、比べたりしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ただ、国がこういう一つの指標を示して、結果的には決算概要の3ページにあるように、霧島市の標準財政規模ということでは342億円というですね。だから、実際にはこれを基にして、財政規模というのが国から示されているということになるんですよ。

○財政課長（石神幸裕君）

この財政標準規模につきましては、値についてはそれぞれの基になる数字というのは、全国一緒の数値を積み重ねたもので、標準財政規模になります。

○委員（宮内 博君）

そうですね。ただ地方交付税の算定基礎になると。当然、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が実際には地方交付税として算入されるというような形になりますよね。

○財政課長（石神幸裕君）

標準財政規模の中にはそれが含まれております。

○委員（宮内 博君）

合併前からのこの用い方そのまま、現在も活用されているということなのかなっていうふうに思いますけれども、このことについては全国的な議論とか、あるいはそういう地方の団体において、その辺の見直しを求めるといようなことを含めた議論というのはないものですか。

○財政課長（石神幸裕君）

特に今の類団についての基準がどうこうというのは、議論は特に聞いてはおりません。ただ、今まで本市においては、この議会との中で、これが比較すべきものかどうかという議論があるものから、本市としては、国が出した類似団体の数字が間もなく、通常9月30日ぐらいに出るんですけども、それを用いて、その中で、類団は類団として。あと先ほど申し上げました、ある程度近いところの団体との比較、あと県内のどうしても、薩摩川内市、鹿屋市との比較というのは、それぞれのまちで行っておりまして、それぞれの決算委員会に向けてのデータ収集等は、各団体等のやりとりの中で、行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ということは県内では薩摩川内市とか、鹿屋市とか、近いところで比較をするということだろうと思うんですが、全国規模で面積を含めた人口規模、そういうのも含めた比較っていうのは執行部としては資料として持っているという理解でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

類団として特に定めてないんですけれども、独自にある程度毎年ピックアップをしまして、比較をしているところです。

○委員（宮内 博君）

それは当委員会に資料として提出は可能ですか。

○財政課長（石神幸裕君）

提出は可能でございます。

○委員（宮内 博君）

委員長、可能だということでありますので、後ほど資料として提出をいただくように、委員長からも要請をお願いしたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

はい、了解しました。ほかに。

○委員（仮屋国治君）

収納課長にお尋ねをいたします。11年ぶりに徴収率が下がったということでありますけれども、当然のことながらコロナ感染の影響というのが強いのではないかというような気がするわけですが、令和2年度から3年度にかけての徴収率の低下の要因をどのように分析してらっしゃるのか、御説明いただけませんか。

○収納課長（萩元隆彦君）

令和2年度の徴収率の低下について、令和元年度との徴収率の比較で、0.49ポイント落ちたということなんですけれども、御存じのとおり、コロナの影響で、全国的に徴収猶予というのが申請されました。徴収猶予をされると、原則1年、税額は減免ではなく、税額は維持したまま、収納額が会計年度内に入っていない状況になります。そういう分が、例年、令和元年度で例えば納付をしていた法人が中心にはなるんですけども、約1億3,000万円徴収猶予がされたところが大きな原因というふうになっております。

○委員（新橋 実君）

関連ですけれども、例えばそういう業者、今年は猶予でできなかったけれども、来年それを納められるという保証はないわけですよ。その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○収納課長（萩元隆彦君）

徴収猶予が1年過ぎて、その時点で、まず、納税相談等をさせていただきますが、原則、よほどのことがない限りは、当たり前の納期限が1年ずれた形で、そこから納期限後の世界ということになってしまいますので、そのあとは任意の分割納付とか、こちらのほうとしても随時、財産調査をさせていただきますながら、納付資力があるのかないのかを客観的に判断させていただいた上で、そこはまず自主納付をお願いしながら、財産状況を見極めながら、次の年度内で完納するような形で、交渉させていただくことにはなるのかなと思います。

○委員（新橋 実君）

次の年度で2年分をそこでもらうのはなかなか難しいと思うわけですが、やっぱりそれをまた引き延ばして、それは国のほうが決めることかもわかりませんが、市としてもやっぱりその辺もある程度猶予また見るとか、そういう対応も必要だと思いますけど、その辺については何の施策も考えてないというようなことで理解していいですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

もちろん、今度は個別のケースに応じて対応させていただくということになりますので、その状況を一つ一つ御相談させていただきながら、対応させていただく。国から一律こうしなさいっていう、そういうふうなところは出ておりませんので、あくまでも、納期限が到来したっていう形にはなってしまいますので、その後の今度は納期限が過ぎて、その滞納分をどうするか、おっしゃったように、2年分どのように納付していくかというところを、当たり前の期限から更に分割してとか、そういう形の御相談になろうかなと思います。

○委員（新橋 実君）

しっかり個人であっても企業であってもやはり厳しいところもあると思いますので、そこは臨機応変というか事業者が成り立つような形で、個人の方についてあれでしょうけども、成り立つような形で対応していただくように、これも要望してきますので、よろしくお願いします。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほどからの説明で、財政健全化に非常に努力されているということが分かったんですけども、私がちょっと気になったのが、霧島市の標準財政規模、この337億円、これを基に、財政調整基金の大体目安っていうのが、大体これの10%から20%ぐらいが適切であろうという一応の目安があるみたいなんですけど、それからすれば霧島市は大変、財政調整基金がたくさんあるなというふうに感じるんですが、それでもコロナに関係なく、毎年10億円程度ずつ取崩しをしているということで、このままいくとちょっと枯渇するんじゃないかと私は心配しているんですが、それとはまた別に、ここ数年の法人市民税というの、毎年下がり続けていますよね。ここ3年間ぐらいで9億円ぐらい減少しているということで、この法人市民税が減っているということと財政調整基金も減っているというのは、何か相関性があるのかどうか、お聞きいたします。

○財政課長（石神幸裕君）

鈴木委員からの御質問の基金が減っている点について御回答します。平成29年度をピークに財政調整基金が右肩下がりに下がってきております。この要因が何かっていうことなんですけれども、普通交付税の段階的縮減が平成28年度から令和2年度までの5年間行われました。10年目である平成27年度は満額合併算定替えの分を頂いていたんですけども、激変緩和措置ということで、5年間で緩やかに一本算定、令和3年度は一本査定だったんですけども、ここからここに徐々に持ってくるということが行われました。普通交付税は段階的縮減開始前の平成27年度と縮減終了後の令和3年度の単年度で比較しますと、約16億円下がっております。当初150億円が100億円になるということで、物すごい危機感を感じていたんですけども、その後のちょうど縮減が全国で始まる時に、国のほうが、自治体からの要望を受けまして、その新たな経費が発生しているということで、その減る約7割は見ましようということで、交付税の制度が5か年をかけて改定されまして、実際減ったのは、単年度で比べると約16億円下がったことになります。それに基づきまして先ほど29年度を境に右肩下がりになってきているところの影響というのはここにあるかと思うんですけども、縮減中の普通交付税と臨時財政対策債の累計が約105億円程度ございました。縮減期間中の市税の伸び、あと歳出の一般財源等の累計の減少額はプラス約87億円程度ございまして、これらを差引きしますと約18億円基金、一般財源が減少したことになります。財政調整基金の平成27年度末、合併10年ですけども、それと今年度の令和2年度末の現在高の差が約25億円ございます。よりまして、この25億円の減額のうち、やはり普通交付税の段階的縮減によった、約18億円が影響しているものと考えております。

○税務課長（浮邊文弘君）

税務課のほうから、法人市民税につきましては、本市につきましては、市内の大手企業の影響というものを相当受けております。本年度につきましては、先ほども申し上げましたが、法人税割の税率が12.1%から8.4%に下がっておりますので、この分が影響していると思っております。ただこ

の法人市民税がちょっと下がっていくかということは、今のところ、一概には言えないところがございます。

○委員（鈴木てるみ君）

はい、そういう状況があったのかと理解いたしました。全国的に見ますとやはり厳しい財政状況の中で、例えば、東京都日野市は、もう税収が激減して、基金も底をついたということで、財政緊急事態宣言というのを出して、市民と共に考えようということで、いろいろ取り組んでいるみたいですね。今後はですね霧島市も一方的に行政サービスを提供するだけでなく、市民の意識改革というのにも必要だと思いますがそこら辺は検討されたことがないか伺います。

○総務部長（橋口洋平君）

先ほど財政課長のほうから令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明したところがございます。その中で、全ての指標で、今すぐどうにかしなきゃいけない財政再建団体に陥るといっても全くないところがございます。その中であっても、やはり、歳入である税収、その他の収入歳入のほうは、できるだけ確保していく。それから歳出につきましては、先ほどから申し上げますように、優先順位を付けながら、真に市民サービスに一番貢献できるものは何かというのを評価しながら、予算付けをしながらやっているところがございます。そういうところで、今のところ、基金が枯渇するとか単年度収支が大きな赤字になるとかというのはありませんので、今までの財政運営状況で、それなりに基金残高、それから起債も抑えられておりますので、今現在、市民に対しまして我慢してくださいよというような状況ではないかなというふうに考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

そういう状況というのはよく理解しているつもりなんですけど、どん底に落ちる前に、例えば民生費もすごく今どんどん増えてきております。日野市はどういう取組をしたかという市民にできるだけ、お買物は日野市内でしましょうよとか。病気にならないように気を付けましょうよとか、そういう財政状況を理解していただいた上で、無理のない範囲で協力していただいているという取組をしているようです。なので霧島市も、結構聞くと行政は何もしてくれないとか、そういう声も聞いたりしますが、財政状況がどうなのかとか、あと自分たちも努力できる場所はしましょうねという取組は今からスタートしないと駄目なんじゃないかなというふうに思って質問しました。

○総務部長（橋口洋平君）

おっしゃるとおりでございます。確かに例えば、この一般会計ではないんですけれども、例えば国保でありますとか、そういうところにつきましては、予防のほうにお金を突っ込んで、医療費ができるだけ低くなるようにというようなやり方をしています。そういった、手法を用いながら、今後、市民の皆さん方も、財政事情というのは年2回、公表しておりますので、そういった公表の中で、こういった基金の状況、借金の状況、それから扶助費の状況、そういうのをお知らせしながら、市民の方にも御協力いただくということを、行っていきたいというふうに思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、総務部関係の審査を行います。執行部の説明を求めま

す。

○総務部長（橋口洋平君）

総務部関係の令和2年度一般会計決算について、説明いたします。総務部では、総務課を始めとする9課及び各総合支所の地域振興課の予算の一部を所管しています。令和2年度の総務部関係の主な施策として、まず、総務課につきましては、牧園老人福祉センター跡地に牧園総合支所新庁舎の整備を行うとともに、本庁及び各総合支所等において、来庁される市民の利便性向上を図るため、庁舎内に不具合が生じている場所の改修、修繕等を行いました。また、職員の健康管理や研修に関する事業、及び自治会長への文書発送事務等を行いました。安心安全課につきましては、防災対策として、地域防災力向上のための自主防災組織等への支援や防災情報をいち早く、正確に伝達するために防災行政無線の保守管理を行うとともに、新たな情報伝達手段の確保及び災害対策本部機能の充実のため、きりしま防災・行政ナビを整備しました。また、交通事故の抑止対策として、道路反射鏡や防護柵等の交通安全施設を整備するとともに、防犯対策としても、通学路の安全を確保するための安全灯を整備したほか、防犯灯のLED化を推進しています。秘書広報課につきましては、霧島市民表彰として、市勢の発展及び市民生活の向上に顕著な功績があった方、又は永年貢献された方、若しくは各種大会等で優秀な成績を収められた方など、個人・団体に対し表彰状の授与を行なったほか、広報きりしまや、ホームページ、ラジオ広報事業等により市政の情報発信の充実に努めました。財政課につきましては、霧島市経営健全化計画（第3次）に沿った財政経営を基本とし、これまで段階的に減少してきた普通交付税の合併特例措置が令和2年度で終了した中で、自主財源の確保、効果的・効率的な予算執行、市債残高の縮減等について積極的に取り組み、財政の健全性の確保に努めました。財産管理課につきましては、普通財産の管理事務や物品調達等の入札事務等のほか、霧島市公共施設管理計画や第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組みました。工事契約検査課につきましては、地方自治法等の関係法令に則り、公共工事の品質確保に取り組み、公正で透明性・競争性のある入札制度の推進を図りながら、公共工事及び関連する業務委託の入札を執行すると共に、基準に基づく完成検査や監督指導等を適切に行うことにより、契約の適正な履行の確保に努めました。税務課につきましては、市税に係る課税客体を的確に把握するとともに公平で公正な賦課に努めてまいりました。また、譲与税・交付金の受け入れ業務も行いました。収納課につきましては、市税等の安定確保のために、納期内納付を促進するとともに、税負担の公平性を担保するべく滞納処分の強化を行い、滞納繰越額の更なる縮減を図り、徴収率の向上に努めてまいりました。また、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課の所管する関係事務事業につきましても適正に実施し、それぞれ成果を挙げたところです。各施策の詳細につきましては、この後、主要な施策の成果等に基づき、各課長が説明いたしますので、審査方よろしくお願ひします。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

総務課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果2ページをお開きください。職員健康管理事業につきましては、定期健康診断や人間ドック、保健指導などを実施し、職員及び会計年度任用職員、以下、職員等と言います。心身の疾病予防や早期発見、早期治療につなげ、職員等の健康保持、増進を図ってまいりました。なお、職員等が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら、職員等のメンタルヘルス対策に取り組んだところであり、管理職へのメンタルヘルス研修も実施しました。職員研修事業につきましては、職員の能力開発・資質の向上を図り、時代の変化に適応できる人材の育成を目的として、各種職員研修を行い、新型コロナウイルスの影響もありましたが、延べ990名が参加いたしました。次に3ページの自治会長宛文書発送事務につきましては、自治会の加入世帯へ市の情報等を掲載した広報誌・各種イベントチラシなどの文書を年間22回

発送しました。次に、シビックセンター維持管理事業・総合支所維持管理事業等につきましては、国分シビックセンター図書館・公民館棟及びスポーツ施設棟の外壁改修工事を行いました。また、隼人市民サービスセンターに非常用発電設備の設置工事を行いました。外壁改修及び非常用発電の整備をしたことにより、来庁される市民の安全確保及び災害時における行政サービスの安定的かつ確実な提供が可能となりました。最後に、4ページの「牧園総合支所新庁舎等整備事業」につきましては、牧園総合支所新庁舎建築工事を始め、空調設備、給排水衛生設備、電気設備工事等を行い、総合支所機能を始め、図書室、社会福祉協議会の機能を併せ持った複合施設として、令和3年5月に供用開始しました。以上で、総務課分の説明を終わります。

○安心安全課長（石神 修君）

安心安全課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果5ページをお開きください。はじめに、防災関連の事業について御説明いたします。防災行政無線運営事業につきましては、防災関連情報等や全国瞬時警報システム、Jアラートから発せられる情報を迅速に、かつ、確実に伝達するために同報系防災行政無線の保守管理を行っています。また、同報系防災行政無線の放送内容を電話で確認できる自動音声案内装置を整備して、市民からの問合せにも対応しています。災害発生対応事務につきましては、特に発災直後において必要となる資機材を準備し緊急時に備えています。令和2年度には、市民への防災情報の発信力と災害対策本部機能の強化を目的として、スマートフォン用の公式アプリ、きりしま防災・行政ナビを開発し、令和3年度から運用を開始しています。続きまして、6ページをお開きください。交通防犯関連の事業について御説明いたします。交通安全施設整備事業につきましては、交通の円滑と交通事故防止を目的に、地域まちづくり事業実施計画などで要望された交通安全施設の整備を実施いたしました。具体的には、道路反射鏡、カーブミラーを41基、防護柵、ガードレール・ガードパイプなどを24か所・総延長579.5m、区画線を35か所・総延長1万3,125m、ラバーポールを1か所・6本整備いたしました。続きまして、7ページをご覧ください。安全灯設置事業につきましては、主に中学校からの要望に基づき、集落間における明かりのない場所に安全灯を設置することで生徒の通学路の安全を確保するとともに犯罪の未然防止を図ろうとするもので、12基を新設いたしました。以上で 安心安全課分の説明を終わります。

○市政推進特任部長兼秘書広報課長（富永博幸君）

秘書広報課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果8ページをご覧ください。まず、市政功労者表彰事務につきましては、令和3年2月14日に、健康福祉まつり等と合同で開催した表彰式などにおいて、市勢発展に功績のあった方や、永年勤続、各種大会等の成績優秀者の皆さま25の個人・団体に表彰状の授与を行い、市民へのまちづくりへの意識の醸成が図られたと考えております。広報きりしま発行事業につきましては、霧島市からの情報発信として広報きりしまを上旬号12回、お知らせ版10回を発行し、市民に対して市の施策や事業、イベント情報を伝えることができました。市政情報の発信につきましては、そのほか、市ホームページやFMきりしまを活用して積極的な情報発信に努めました。以上で、秘書広報課分の説明を終わります。

○財政課長（石神幸裕君）

財政課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果9ページの財政運営をお開きください。先ほど決算概要において御説明しました内容と重複しますが、将来にわたり持続可能な健全財政を維持するために、平成30年12月に策定した霧島市経営健全化計画（第3次）に沿って、令和2年度に普通交付税の合併特例措置が終了した一方で、今後とも増加が見込まれる財政需要などに的確に対応するため、自主財源の積極的な確保や市債残高の縮減に努めるとともに、事務事業の精査・見直し、事務経費の抑制及び事務執行の効率化に取り組んだところです。以上で、財政課分の説明を終わります。

○財産管理課長（田上哲夫君）

財産管課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果10ページをご覧ください。まず、財産管理業務では、建設部を除く各課等からの依頼を受けて、土地の所有権移転等の登記を行っております。令和2年度は5件の依頼があり全て完了いたしました。また、各課等からの依頼による物品調達等に係る入札は134件を執行いたしました。このほか、主に本庁舎で共用使用しております公用車16台につきましては、グループウェアなどを活用して、効率的な運用と適切な管理に努めてまいりました。次に、霧島市公共施設管理計画の推進につきましては、霧島市公共施設管理計画や令和2年3月に策定した第1期実施計画後期に基づき、公共建築物の保有量の適正化や重点プロジェクトの推進を図りました。また、高圧受電施設の電気調達に入札を実施したことにより、前年度に比べて約3.5%の電力料金を削減することができました。以上で、財産管理課分の説明を終わります。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

工事契約検査課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果11ページをお開きください。はじめに、請負工事・業務委託検査事務について、説明いたします。具体的措置としまして、建設工事313件、委託業務202件、合計515件の完成検査等を実施いたしました。受注者の意欲の増進を図り、公共工事の品質の確保および技術の向上に資するために、平成31年1月25日に優良工事等表彰実施要綱・要領を定め、令和元年度中に完成検査を実施した工事の中から、優良工事6件、それに従事された優秀な技術者6名を表彰いたしました。また、建設業における働き方改革の取組としまして、工事完成図書の仕事簡素化を図るために、電子納品システムを導入しており、令和元年8月1日より運用を開始し、令和2年度は設計金額2,000万円以上を本格運用し、1,000万円以上を試行運用としました。成果としまして、建設工事完成検査における工事成績評定対象工事220件の平均評定点数が、78.05点であり、評定区分のBランクに該当したことから、工事目的物の品質確保や技術水準確保がなされたと考えております。続きまして、入札執行事務について、説明いたします。具体的措置として、建設工事236件、委託業務90件、合計326件の入札を執行いたしました。入札方法の内訳としまして、条件付一般競争入札149件、指名競争入札168件、合計317件を電子入札で執行し、うち総合評価落札方式で7件を執行いたしました。成果としまして、令和2年度も不正行為等が発生することなく、入札事務が適正に実施でき、入札の透明性・公平性が図られたと考えております。また、入札制度につきましては、ダンピング受注の防止と成果品の品質確保のために、最低制限価格制度を導入していることから、適正な価格での入札が執行されたと考えております。以上で 工事契約検査課分の説明を終わります。

○税務課長（浮邊文弘君）

次に、税務課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果12ページから14ページになります。市税の課税につきましては、公平で公正な賦課を基本に、適正な課税処理を行うよう努めてきたところでございます。決算に係る主要な施策の成果12ページをご覧ください。市民税のうち個人市民税の現年課税調定額が53億1,055万2,692円、対前年度比は、0.24%の増であります。法人市民税の現年課税調定額が、8億3,403万2,300円、対前年度比は17.81%の減であります。次に、13ページをご覧ください。軽自動車税の現年課税調定額が4億7,309万8,500円、対前年度比は3.53%の増、市たばこ税の現年課税調定額が8億115万4,564円、対前年度比は4.36%の減、入湯税の現年課税調定額が5,429万1,840円、対前年度比は、45.68%の減となっております。なお、譲与税及び交付金関係につきましては、先ほど説明申し上げたとおりであります。次に14ページをご覧ください。固定資産税の現年課税調定額が82億2,790万2,523円、対前年度比は2.63%の増であります。内訳としましては、土地の現年課税調定額が18億6,631万4,581円、対前年度比0.89%の減、家屋の現年課税調定額が37億1,683万9,672円、対前年度比0.93%の増、償却資産の現年課税

調定額が26億4,474万8,270円、対前年度比7.89%の増であります。都市計画税の現年課税調定額が5億3,073万4,801円、対前年度比3.28%の増であります。なお、市税全体の現年課税調定額が163億4,531万8,520円、対前年度比、0.02%の増であります。以上で、税務課分の説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

収納課関係の決算につきまして、御説明いたします。決算に係る主要な施策の成果15ページをご覧ください。まず、適切な収納管理と窓口業務のサービスの向上及び納付しやすい環境の整備につきまして、口座振替やコンビニ収納、そして令和元年に全国一斉に導入された地方共通納税に加え、スマートフォンアプリ決済による収納を新たに導入しました。次に、期限内納付の推進につきましては、適切に督促状や催告書を発送し、且つ納税お知らせセンターによる電話催告により、自主納付を促しました。また、平日の開庁時間に来庁できない市民の方も電話や来庁により相談を行えるように毎月休日納税相談窓口を開設しました。一方で、自主納付をしていただけない場合においては、納付できる資力の有無について財産調査を10万6,771件行い、資力がある場合は、滞納処分として差押を1,784件及び換価を1,584件実施しました。以上で、収納課分の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

2ページのですね。職員の健康管理の関係についてお尋ねをしたいと思います。ここで年間の実施件数が報告をされているところでありませぬけれども、一つ気になりますのが、定期健康診断後の事後指導者数が37件と前年に比べて増えているという状況が報告をされているところでありませぬけれども、これはどういう状況であったのかです、その辺をちょっと紹介してもらえませぬか。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

前年度より37名増であった要因は、まず職員健診の受診者が増えたことがあります。また、事後指導の受診を積極的に呼び掛けていることが増加理由と考えられます。

○委員（宮内 博君）

それは結果的に前年度よりも指導する人が増えたということではないと。いわゆる体調が悪くなった方だとかです、検査の結果が良くなかった方とか、もうそういう方が増えて指導に至ったところではないという理解でよろしいですか。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

394人のうち、1名が医師による事後指導を受けております。その方は、前年度より急激に数値が悪くなっていたということで、保健師のほうで抽出しまして、医師による事後指導を実施したところです。

○委員（宮内 博君）

それから長時間労働の面接者数の延べ人数ですね。前年度と比較をして2名多いわけでありませぬけれども、どこの部署でそういったこの長時間労働が増えているのかです、そして最高どれぐらいの長時間労働という形で報告をされているのかお示しをください。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

長時間労働者の面接者数の課ごとの人数を申し上げます。対象者の年間の延べ人数が多いほうから、財政課が49名、企画政策課が12名、子育て支援課が12名、税務課が11名、情報政策課が8名、市民課が7名、総務課が6名、商工振興課、下水道工務課、安心安全課、各4名、会計課、保険年金課各3名、長寿・障害福祉課、耕地課、農畜畜産課各2名、生活福祉課、建築住宅課、健康増進課、上下水道総務課、横川地域振興課、溝辺地域振興課各1名の計135名が長時間労働者の面接者となっております。21の課が対象になっております。その中で、最も長い一月当たりの労働時間が193時間です。193時間が財政の方がいらっしやいました。年平均の一月の最高時間は67時間、市民課の

窓口グループの方でした。

○委員（宮内 博君）

この193時間というのは、月ですか。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

はい。令和2年1月の一月になります。

○委員（宮内 博君）

ということは、この方は1年間で何時間の長時間労働を結果的になされたと。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

年間で651時間の時間外勤務でした。

○委員（宮内 博君）

月平均67時間の長時間労働ということですが、80時間を超えた方がこの中で何人ぐらいいるんですか。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

長時間労働者に対する面接指導の対象者が、月80時間を超える職員、または2～6か月平均で80時間を超えて超過勤務を行った職員に対して行っておりますので、ほぼ135名でよろしいかと考えます。対象者は月80時間を超える職員、または2～6か月平均で80時間を超えて超過勤務を行った職員が、長時間労働者の面接の対象者となっておりますので、135名がほぼ80時間を超えているということになります。

○委員（宮内 博君）

決して少ない数ではないですよ。それで、135人が今の答弁では、80時間過労死水準というのを超えているということですが、この感染症の問題も昨年度からありますので、そういう影響もあるのかなとは思いますが、特に、毎回この長時間労働が強いられているという部署で見ますと、やはり財政のところかなというふうに思うんですよ。コロナ禍でもその状況は変わっていないのかなというふうに見受けられるわけですが、この財政課の49人の中で、最も多かったのは月193時間というようなことでした。この辺、長時間労働が慢性化しているということに結果的になっているんですけど、部長、これはどういう形で今後、人事体制の見直しも含めて改善が求められる状況かなというふうに思いますけれど、これを受けてどんな議論をしているところでしょうか。

○総務部長（橋口洋平君）

毎年、予算編成が一番の時間外勤務の要因になっているわけです。実際8月、9月ぐらいから準備を始めて、いろんな歳入歳出が出てきて、それを査定して、それを原課に返して、また復活をしてというような形で繰り返す。それを当初予算書として提案するのが、1月には作り上げなければいけないということで、12月、1月というのに集中してやっております。じゃ、職員が増えればそれが減るのかと言いますと、これまたちょっと難しいところであります。やはり、3年か4年に一遍は異動で変えていくんですけども、やはり、そこでベテランの職員が率先してやって、後輩に教えていくというような繰り返しでやっているところでございます。そういうところでなかなか減らないところでございますけれども、財政課につきましては、昨年度からすると、財政課自体は昨年度より1,000時間ぐらい減っているところでございます。それにつきましては、やはり査定のやり方とか、例えば1人の担当が何部というので、1人でやるのではなくて、みんなでやっていきたいと思いますというようなやり方をとったり、それから部別の枠配分をして、もう部の中でその枠の中でまとめてきてくださいねというのを推進したりして減らすようにはしているところでありますけれども、なかなか減らないところでありますけれども、今後ともできるだけ効率的な予算編成を行いながら、時間外の縮減を図っていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

予算編成作業が長時間労働の最も原因の一つだということでもあります。1,000時間ぐらいは削減をしたということですが、それは人的に増やしてもなかなか減るものではないというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、やはり人的に増やしていかなければ、実際にはなかなか改善をされないのかなと外から見ればそういうふうに見られるんです。内部に入ればそういうわけにいかないよということなんでしょうけれど。恐らく専門的な知識もあつた上で、そういう方が当然配置をされるということになるんですけれど。人的にはこの間、年度的に見ると過去5年間ぐらいで見てみたら増えているんですか。

○総務部長（橋口洋平君）

ここ数年、財政課の職員は8人、課長を入れて9人で増減はございません。

○委員（宮内 博君）

それは正規職員の数と。会計年度任用職員も含めてということですか。

○総務部長（橋口洋平君）

財政課には会計年度任用職員はおりません。全て正規職員でございます。

○委員（宮内 博君）

この間ずっとやっぱり財政課の過重労働というのは議論をしてきているわけですよ。この間8人でずっと推移してきているというのは、もう既にやっぱりこの数字上から見て、どうしても改善をしていかなきゃいけない事案ではないのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の議論が必要じゃないんですか。

○総務部長（橋口洋平君）

その議論というのはやっぱり、もう前々からしているところでございます。ただ、先ほど言いますように、物理的な業務が多いというわけでございますので、人を増やせば解決するかっていうのはなかなか難しいところではございます。ただ、やはり頻繁な人事異動ではなくて、三、四年ぐらいのスパンで、やはり慣れた人間がいて、後輩をまた育成していくというような形でやっております。その時期に増やせないかって言いますと、やはり財政課を増やすとなると、やはりどこかが減るということになります。12月とか1月、2月となりますと、どこの部署も、一番多い時期になりますので、そこにしわ寄せが来るということになりますので、総数を増やさない限りは、その時期だけでも増やすというのは不可能かなというふうには考えております。では総数を増やせるかというふうになりますと、決算にもありますように、経常収支比率も90を超えておりますし、さらに義務的経費が44%ぐらいあるということで、これ以上義務的経費を増やすと、ほかの投資的経費等にまわす財源が少なくなるというようなこともありますので、総体的に考えて、今の人員というところで落ちているところでございます。

○委員（宮内 博君）

恐らく霧島市だけではないと思うんですね。同じような悩みを当然、ほかの自治体でも抱えているというふうに思いますけれども、そういう中で、この残業を減らしていく取組に成功したところに学んで、その取組等を生かしていくというような形での検証はなされるんでしょうか。

○総務部長（橋口洋平君）

今、ここ2年ぐらいコロナで開催されておりませんが、鹿屋市、薩摩川内市とは、それまでは年に1回は必ず、みんなで集まって、そういった人事の関係でありますとか、組織の関係でありますとか、そういうのをずっと協議してきました。その中でも、なかなかやはり減らせないというのが現実でございます。どこも同じような悩みで、人を増やしてもできるわけではないということでもあります。その中で、例えば予算でありますとか決算統計を、例えば機械で入力して、機械で入力したそれがそのまま結果で、県とか、国とかに提出すればそれでもしかしたらいいのかもしれない

れませんけれど、やはり、正確な決算の分析とかなるためには、正確な予算、決算というのを構築していかなければなりませんので、そういった形で、基本となる財政運営ですので、やはりそこは緻密な計算、時間を掛けて行う予算の配分、そういった形で、どうしても時間が掛かっていくということになります。あとは、先ほど申しましたように、各部に枠配分予算ということで、予算を各部、自分たちで考えてねっていうことを、ここ数年やっておりますので、それが枠の中にもはまって、それが、こちらから査定しても、合理的な予算だというふうなのが定着すれば、おのずと財政課の時間外っていうのは減ってくるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

関連で教えていただきたいと思います。この時間外労働されている方々の時間外労働の person 費、総額でどのくらい掛かっているかお示しいただけますか。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

令和2年度は3億2,405万3,000円でした。前年度と比べると7,268万6,000円の減となっております。

○委員（山田龍治君）

不用額のほうで2ページ、委託料で顧問弁護士の対応を依頼する訴訟事件がなかったことによる執行残が出ているんですけども、決算額では35万2,000円と金額が入っている。この経費が35万2,000円掛かっている理由をお示してください。

○秘書広報課主幹（林元義文君）

この委託料の中には、秘書広報課が持っております懸垂幕作成の委託料が入っております。

○委員（新橋 実君）

安心安全課のほうにお伺いしますけども、主要な施策の成果の6ページ、まちづくり計画書から出たのに対して対応されたということですけども、これはまちづくり計画書から出た分については全て対応できたのかお伺いします。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

まちづくり計画書と窓口で合計で177件ございました。確かにやはり全部が全部は対応できていないところで、経過を観察するところもありますし、先送りにした部分もございますので、全部が全部という対応ではございません。

○委員（新橋 実君）

まちづくり計画書から出た分についてはどれぐらい対応できたんですか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

分けてお話しします。まず、ガードレール、ガードパイプそれから道路の路面表示、こういったことに関しては、建設施設管理課、あるいは耕地課、そういった農道とかの関係で、向こうのほうで所管をしている。出されたまちづくり計画書に対して対応しているというところでございます。カーブミラーにつきましては私どものほうで、できるだけやるようにしているんですけども、確かに工事請負費の中で、建設施設管理課、あるいは耕地課がする部分もあるんですが、できるだけ、私どもの修繕料とか、持っているものを使いながらするというようなこともあったり、努力しまして、修繕で30基ほど、それからまた職員がやった25基、自分たちで変えた分ですね。こういったのもございまして、大体6割ぐらいは要望に対して応えたというような、令和2年度でございまして。

○委員（新橋 実君）

今ここに具体的措置って書いてありますよね。これは全て安心安全課が対応したと理解していいですよ。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

予算的には安心安全課の3,000万円の予算の中で行われたところでございまして、合計額で示すと

ころの(1)の道路反射鏡それから防護柵、3番目の区画線、ラバーポール、この4種類については、先ほど言いました建設施設管理課と、耕地課の工事請負費で執行した分を報告しているところでございます。

○委員(新橋 実君)

金額的には、二千九百何万円と書いてありますけど、これはあつたらそちらのほうの予算も入っているという理解でいいんですね。

○安心安全課主幹(野辺貞孝君)

はい。おっしゃるとおりです。

○委員(新橋 実君)

工事契約検査課について、たくさん入札があるわけですが、建築、土木、いろいろあるわけですね。業種ごとに平均落札率ってのはどれぐらいですかね。

○工事契約検査課主幹(脇 伸宏君)

令和2年度の工事契約検査課の工事に関する部分の落札率は、全体で95.267%です。委託の部門に対しては88.215%でございます。

○委員(新橋 実君)

工事についてですけども、だから工事も事業がたくさんあるわけですよ。建築、土木、水道ってあるわけですけども、それもおたくのほうで全部管理されているわけでしょう。その辺分かりますか。

○工事契約検査課主幹(脇 伸宏君)

工種部門には仕分はしておりません。

○工事契約検査課長(末永明弘君)

工種別で全体落札額を申し上げます。土木一式95.92%。建築一式工事97.18%。管工事96.67%。舗装工事96.13%。電気工事95.66%。水道施設工事91.30%。この工種以外の工事で94.71%となっております。

○委員(新橋 実君)

今この建築工事が下請業者も非常に少なくなったり、単価が非常に高くなっているというような話も聞くわけですね。生コンにしても。鉄筋にしても。その辺の単価が、入札するときの単価と前もって市や県が出している単価と差があるわけですね。その辺の対応はしっかりできているんですか。

○工事契約検査課長(末永明弘君)

県の単価につきましては、年間に一、二度、単価改正があっているようです。その単価改正があった分については、決裁をとって、その単価を採用するという形で採用しております。刊行物等の本を使う分につきましても、執行するときの最新を利用して執行しておりますので、単価的には適切に行っていると我々は考えております。

○委員(新橋 実君)

結局、設計事務所が設計をしますよね。設計したとき、設計単価を入れるわけですね。それで実際、発注になって工事にかかるときには非常に日数が掛かるわけですね。日数が掛かれば、やはりそれだけ日にちあるわけだから、その中で、単価も非常に変わってくるわけですね。どこの点で、金額を出しているのかというその辺が曖昧だと思うのですが、あるところで聞けばそこだけで何百万という金額の差が出てくるような話も聞くわけですね。だからその辺を適切に入札の時点の単価にできるように、対応されているのかどうか、その辺はどうなのですか。

○工事契約検査課長(末永明弘君)

設計事務所等が積算をした分について、そのときに引渡しをいただいたりするのですが、実際発注するのが何箇月後になるときは、県単(県の単価)がそこで変われば変わった県単を採

用していますし、その物価本についても、3月に引渡しを受けた分で7月に発注をもしするようであれば、最新の物価本等を採用して、対応しておりますので、1項目で100万とかいう差が出るというふうには考えてはおりません。

○委員（新橋 実君）

それですね、そういうことも非常にあるらしいですから、やはり入札については、地元業者が工事しているわけですので、中身をしっかりと確認して対応していただいて、今言われましたけど、例えばその設計やって入札をした後に、工事する中で、工事発注期間も長いですよ。そこで、その単価が非常に乱高下するというようなことがあった場合、そのときは、しっかりとその中で対応するという理解でいいのですか。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

人件費等と労務費等が毎年改正されたりする時期がありますけれども、その時期について大幅に単価が変わったり、業者のほうから申請を出してきて契約単価が合わないというのがあれば、それに対しての協議はするようにはなっております。

○委員（新橋 実君）

だから私が言いたいのはですね、今建築の特に、大規模の工事ですね、これが非常に建築単価が99%、99.9%というのが入札落札率で決まるわけですよ。小さい工事についてはそういうところはいいのだけど、それがなぜそういうふうになってるかということですね、やっぱりおたくらも、業者やら、そういうところをしっかりとその辺の内容の詰めをしていただきたい。なぜこういうふうになるかということ、昔は95%ぐらい私何回も言いましたけど、95%からは、これは談合じゃないかというようなことも言われたわけですよ。それが今、そういう、それぐらい厳しい状況もあるわけですから、なぜそういうふうになるかということもしっかりと対応していただきたい。そこはちょっと要望しときますけどよろしくをお願いします。

○委員（池田綱雄君）

安心安全課にお尋ねいたします。さっきの口述書の中で、区画線35か所、総延長1万3,125mを整備したという説明がありましたが、まだまだですね整備が行き届かないところがたくさんあると思うのですが、この未整備、あとどのくらい未整備区間があるのか把握されているのかどうか、お尋ねいたします。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

道路反射鏡防護柵、区画線ラバーポール、これにつきましては、括弧書きで上のほうにありますように建設施設課とそれから耕地課関係がですね、それぞれ年間を通じていただいた情報に基づいて、そういった区画線ラバーポールとかを設置している経緯がありますので、総数的なものは、安心安全課のほうでは一応把握はしてなくて、安心安全課の予算でした箇所が、35か所1万3,125mだったということで、ちょっと総数的なところについては今、手元に持っているところでございません。

○委員（池田綱雄君）

未整備がいくらあると。それを、たとえば年次的にいくらずつ整備するよというような計画は立っていないのですか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

今、総務部の審議でございますので、建設のほうの道路維持関係のほうでそういったのは全て把握していると思います。耕地課とかですね。そういったところで、御質問いただければと思います。今、安心安全課のほうで、市全体でどれだけ総量があって今回、令和2年度でこれだけしましたというような数字は持ち合わせておりませんので、そこはよろしくをお願いします。

○委員（池田綱雄君）

私も一般質問で何回もそういう区画線中央線側線を整備をお願いしました。中央線とか側線が消えるということは、それだけ交通量が多いということです。交通量多いから消えるわけですから、そういうところを先に整備をしていただきたい。それと、カーブミラーが41基新設したと。安全灯が12基新設したという説明でした。これについては、要望箇所はどのぐらいあったのか。要望箇所を全部、要望箇所がこんだけだったのか、その辺はどうなんですか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

令和2年度中のカーブミラーの申請というのは、非常に多ございまして、全体でまちづくりと窓口受付、支所も全部含めまして、177件ございまして。そのうち41件が、先ほども言いましたが、工事請負費の中で執行した分で、先ほどの数字の繰り返しになりますが、修繕の予算で対応したのが30基。さらに、自分たちでもあるミラーを設計に行ったところが25か所、25基ということでございまして、大体6割ぐらいの要望に対しての執行率だというふうにお答えした次第です。安全灯については全て作業が今追いついておりましてLED化も済まされておりますので、学校側から要望があったらすぐ現地を調査して、対応できるようになっていきますので、12棟という要望がございましたので、それに対して対応したと、いう令和2年度です。

○委員（池田綱雄君）

安全灯は特に、生徒の皆様ですから、要望どおりすぐしていただきたいと。カーブミラーについても、それぞれの地域でそれぞれの方々が、調査をして必要だということで要望するわけですから、6割整備したよという説明ですけど、4割というのが取り残されてるわけですからできるだけ、100%になるようによろしく願います。

○2番（山田龍治君）

不用額の2ページ目からすいません。3番の職員手当の不用額が1,337万3,750円と、金額が非常に大きいものですから、この下回った要因、大きな要因は何なのか教えてください。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

詳細な分析についてはちょっと持ち合わせていないのですが、先ほどからお話がある時間外手当につきましては、確かに相対で見れば多いというふうに判断されるところであります。ただ、令和2年度につきましては、職員数で割った1人当たりの時間外が126時間、令和2年度が126時間でありまして、その前年度が令和元年度が155時間でありました。このように時間外としては減っている状況でございまして、予算措置としましては例年の実績等に合わせて予算措置しておりますので、予算から比べれば、実績としては減っているものと思いますので、そういうような金額が減っているというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

職員研修の関係で、お尋ねしたいと思いますが、職員の資質向上というのは大変大事なことであるわけですが、その不用額で見ますと459万1,249円ということで、3ページに報告をされているのですが、中身を見るといわゆる市独自の研修が、前年度と比較して1,061人少ないと、こういう報告ですよ。いわゆる不用額は、ここを反映しているのかなというふうに思うのですが、こういうふうになった理由等について御紹介ください。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

職員研修につきましては、令和元年度が2,117名でありましたが、990名が令和2年度の職員研修の受講者となっております。令和2年度で受講者が減った理由としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、まず研修所が受入れを中止したこと、また県外等の市町村アカデミーや国際文化アカデミー、関東関西への派遣を控えたことがあります。また、市の独自の研修においても、三密にならないように、受講人数を減らしたことや、外部から講師を呼んで予定をしていた研修について、外部から霧島市へ来庁できない状況があったことです。

○委員（宮内 博君）

研修の機会が少なくなるという確かにコロナ禍で、3密をできるだけ避けるというようなことがあるわけですが、そうしますと当然まだ本年度もこういう状況が続いている。来年どういう状況になるかっていうのは分からない話ですが、そういう中で、どういうふうに研修の機会を確保していくのかと。いうことはまた別に、求められているということになると思いますけれどもその辺はどのような対応策で、今後やっていこうというふうに考えているのですか。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

令和3年度においては、オンラインによる研修も検討しており、これから、年度内に行う予定の研修がございます。また、人数などを1回が少ないのであれば、回数が増やせないかを検討していくこととなります。以上です。

○委員（宮内 博君）

分かりました。次の3ページの自治会長あての文書の関係ですが、まず、自治会の加入率それぞれ1市6町ごとをお願いします。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

自治会の加入につきましては市民環境部のほうで把握されていると思いますので、そちらのほうで御質問いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員（宮内 博君）

ただ、状況は把握しておかないと、いわゆる広報誌等の配布枚数をどういうふうに配分していくのかということなどが、当然、関連してくるということになるのです。昨年8月現在で約57.8%という報告がされた経過があるわけですが、逆算しますと42%のところに広報誌が届かないというようなこともありうる話なのです。実際、それらの方達に対して、どれだけ市の情報を提供するのかということが問われてくるというふうに思いますけれども、広報誌を自治会に配布した枚数と、それ以外に配布をした枚数、そして、その手だてはどういうふうに昨年されたのかをお示しください。

○秘書広報課主幹（種子島進矢君）

先ほどの自治会の加入率ですが、こちらのほうで押さえている数字、令和3年4月1日現在ですが、全体で56.5%の自治会加入率であります。それぞれの旧自治体ごとでありますと、国分が51.1%、溝辺が67.9%、横川が78.6%、牧園が71.5%、霧島が61.7%、隼人が52.8%、福山が83.5%となっております。広報誌の発行部数ですが、4万4,500部を発行しております。令和3年4月1日現在の世帯数が約6万1,000世帯になります。ですので、残りの方々への広報誌の配布につきましては、各スーパー、公共施設等に87か所広報誌を置いてございますので、そこで取っていただくと。そこで未加入の方々には、見ていただいています。あと、ホームページのPDF等で広報誌を見ていただくようにしておりますし、電子版の広報誌をマチイロという形で紹介をさせていただいておりますので、そういうような形で周知をしているというところでございます。

○委員（宮内 博君）

印刷部数も全体の世帯数からすると、72%ということになりますよね。28%には届かないということになるわけですが、87か所で配布しているということですが、実際に、自治会加入率からしますと、56.5%ということですので、あと15%ぐらいの枚数は印刷して発行しているということですが、実際それがどれぐらい活用されているかというのは、集計をされているのですか。実際には87箇所配布しているということですが、

○秘書広報課主幹（種子島進矢君）

今おっしゃられました56.5%で、自治会加入世帯が令和3年4月1日で約3万5,000世帯でございますので、その残りの4万4,500世帯から残り引いた1万くらい広報誌を発行しております。それぞ

れの公共施設とかスーパーに配置をしたものについては職員が配布をしております、残りといひましようか、配布をした分を翌月に回収をしております、どの程度広報誌が取られているかどうかというのは確認をしておりますので、それぞれ実情に応じて部数を増減させて、足りないところについては数を増やしたり、多いところについては数を減らしたりということで対応させていただいております。

○委員（宮内 博君）

結果が72%ということなのですかね。そうであるとすれば、あとの届かない世帯に対してどういふふうにしていくのかということなのですかけれども。隼人のほうでは、未加入世帯に対して配布をするというような取組もやっているというふうにお聞きをしていますけれども、そういった取組に支援をしていくというような形で、全市的に広げることにはできないのですか。

○秘書広報課主幹（種子島進矢君）

広報誌だけのことを考えますと、自治会への加入、未加入の方にかかわらず、広報誌のほうは配布をするという部分で、市の情報を的確に得ていただくということではあるのでしょうかけれども、自治会加入の問題もございまして、その部分を公共施設とかスーパーのほうで取っていただいているという状況で、秘書広報課のほうにも問合せがあり、自治会のほうに入りたいけれどもなかなか入れないという方については、お住まいのところの近くの公共施設等に置いてございましてお取りくださいというようなことで御案内をさせていただいております。先ほどおっしゃられた隼人のほうでの取組ということでは、秘書広報課としては、そのようなサービスをされているかどうかちょっと把握をしております。

○委員（宮内 博君）

もう少し全体の枚数も全部72%の分が消化されていたとしても、4分の1の世帯は届いてないということになるわけです。ですから、そこら辺は、もう少し情報の共有をして、取組ができるように進めていただきたいということは、要請をしておきたいと思ひます。あと、シビックセンターの維持管理の関係ですけれども、私ども8階の食堂をよく利用するのですが、あそこの窓枠の下は、腐食が進んでいるような状況ですけれども、対応が必要ではないのでしょうか。

○総務課総務管理グループ長（豊田理津子君）

8階レストランの窓枠については、情報は聞いていないですけれども、本日、確認をして、整備が必要ならば、早めに対応していきたいと思ひます。

○委員（宮内 博君）

職員の多くの方が利用する場所ですよね。そこで目に付かないというのはちょっとどうなのかなというふうに思ひます。実際に歩いて見られれば、すぐに目に付くような形で腐食が進んでいるということですので、そこら辺をもう少し機微に対応なされるように要請しておきます。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

今の件ですけれども、窓枠等については確かに建物自体の年数が経っているということで、腐食といひますか、水が吹き込んできて、腐食があるところがあります。それを含めまして、そのような状況がありましたので、主要な施策にありますとおり、令和2年度につきましては、図書館・公民館棟及びスポーツ施設棟の外壁改修を行ったところでありまして、令和3年度、令和4年度等も引き続き、シビックセンターのほかの部署の外壁改修等を行う予定としているところでございまして。

○委員（平原志保君）

収納課にお伺ひします。課長の口述書のところで、財産調査を10万6,771件行ったというふうに書いてあるのですけれども、もう少しちょっと詳しく教えていただけますか。

○収納課長（萩元隆彦君）

まず、財産調査の種類といたしまして、預貯金調査、あと生命保険、信用金庫等になりますが出資金等とか、あと家賃の債権の確認、あと戸籍や相続の確認です。それらを含めて10万6,771件とさせていただきますところでは。

○委員（平原志保君）

調べた内容が10万6,771件ということだったわけですね。何人分というか何件分の方が対象だったのかも1回お願いします。

○収納課長（萩元隆彦君）

これにつきましては、例えば同じ滞納されている方についても、預金、生命保険など、重複して調査を行いますので、実人員となるとなかなか難しいので、延べ調査件数として把握していただければと思います。

○委員（新橋 実君）

防犯灯はここに入らないのでしょうか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

正確に言うと、防犯灯は各地区がやっていますので、ここには入りませんが、決算の中では、市の防犯組合のほうに2,000万円補助金が出ております。毎年、ここ数年確保されているのですが、その費用を財源に、それぞれの地区がやっているということでございますので、その2,000万円については、お話しできると思います。

○委員（新橋 実君）

私が聞きたいのは、以前からありましたように、防犯灯の中の電球をLEDに変えるということです。今現在どれぐらいLED化されたのかということが、前の市長の話では、何年か掛けてやりかえるという話だったんですが、現在どれぐらいやり替えができたのか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

74.38%がLED化達成率です。あと、25%ほど残っておりますが、2年ないしは3年、3年目には終わるのではないかと思います。

○委員（新橋 実君）

今残っているのは、どういったところが残っているのですか。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

LED化が平成27年から始まりました。26年、25年とか直近で蛍光灯の防犯灯をつくったところは、まだ10年以上たっても使えるところもあります。合併前から、あるいは合併して、そこら辺で建てた老朽化したものを蛍光灯からLEDに替えていると、使えるものはまだ使うというような状況で、25%残っているということです。

○委員（新橋 実君）

はい、分かりました。あと、財産管理のほうにちょっとお伺いしますけども、普通財産で、実際すぐにも売却できるような土地というのはどれくらいあるのですか。

○委員長（木野田誠君）

ここで、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後12時01分」

「再 開 午後12時58分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、総務部関係の質疑を行います。

○財産管理課長（田上哲夫君）

普通財産の状況につきましては、決算書の財産に関する調書におきまして、数字が出ております

が、普通財産の特に宅地に関して言いますと、31万7,000㎡というような数字が出ております。

○委員（新橋 実君）

普通財産で31万7,000㎡ということで、私としては筆数や場所が必要なんですけども、筆数は把握はされてないんですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

筆数ではなく面積でしか把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

普通財産ということですから、これはもうすぐにでも売却できるということで理解していいんですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

各課で持っている土地につきまして、行政財産の役割を終えた場合にほかの庁内で使わないかというのを確認します。その次に使わないということであれば、土地建物がある地域、自治公民館であるとかに活用しませんかというのをお尋ねして、その意向がない場合は、また、その担当部署において、売却なのか、貸付けなのかというような方法を考えるというようなことになっております。

○委員（新橋 実君）

この31万7,000㎡の評価額は把握されていますか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

この調書上の面積についての土地の評価額は把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

今回も5件が登記されて、登記完了ということでなんですけども、やはりこういった普通財産でも必要ない土地は早めに処分して、霧島市の財政のために使っていただきたいという考えで私も質問しているわけですが。今後、各関係課と協議していただいて対応していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。あと今日は各総合支所長が見えているかと思って質問しようと思ったんですけども。各総合支所に来られる一般の市民の方。大体1日、年間当たりどれぐらい来られるのか。総合支所ごとにお伺いしたいんですけどどうですか。

○総務部長（橋口洋平君）

手元に資料持ち合わせておりません申し訳ありません。

○委員（新橋 実君）

後でというか、この委員会の中で対応できるんですか。

○総務部長（橋口洋平君）

例えば、市民生活課の中の、例えば、証明を取りに来られる方とか、そういう発行件数っていうのは分かるかもしれませんが、何人が見えるかっていうのは、多分はつきり把握できてないというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

そういうことでいいわけですよ。市民課に見えて書類を取られたと。私が言いたいのは、例えば、総合支所に行ったけれども、いろんな相談もあるわけですね。相談に行ったけれども、担当がいらないからできませんと。明日は来ますから明日来てくださいと。そういう対応をされるらしいですよ。その辺はどういうふうな形で指導されているのか。

○総務部長（橋口洋平君）

合併当初からすると、330人ほどの人が減りまして、総合支所のほうも、規模を縮小して、今は大体基本的に正規職員で二十四、五人というところが職員だというふうに考えております。その中でやはり委員がおっしゃいますように、人が少なくなって、担当職員が休むっていう状況はよくあることです。そういうときに、お客様が対応できるように、必ずサブで。サブといっても、何といい

ますかその形だけのサブではなくて、本当に2人で1人がいなくなったらお互いの仕事ができるというような形で、総合支所としても、そういったローテーションといいますか、仕事の主、副つていっのを作っているというふうに考えておりますけれども、やはり、移動してすぐとかというふうになると、なかなか、すぐにお答えできなくて例えば本庁に聞いてから対応するとか、そういうふうな対応をとっているというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

なかなかそういう方が結構いらっしゃるということですね。だから、そういう役場にいらっしゃる職員の方も2人体制ですとか。やはりそういうふうな形にしなきゃいけないわけですよ。1人だと、あとその他は全然わからないと。縦割りでどうしようもないという形に言われる方もいらっしゃる。市民の方が言われるわけですので、せっかく総合支所という形で残っているわけだから、やはりそこは、やっぱり本庁からしっかりとその辺伝達して、それで1人誰か分かる方がいるような形で対応するように、部長どうですか。

○総務部長（橋口洋平君）

そういった対応の仕方も含めて、また、月に1回は総合支所長会議をやっておりますので、そういったところで伝えていきたいというふうに考えております。

○委員長（木野田誠君）

先ほどの資料は出す必要があるんですか。休憩します。

「休憩 午後 1時05分」

「再開 午後 1時05分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（新橋 実君）

出せることは出せるんですね。牧園総合支所の対応だけ教えていただけますか。

○牧園総合支所地域振興課主幹（山口清行君）

先ほど総務部長が答弁したとおりですが、来庁者ではなくその証明書の発行枚数であったりとか、そういったのがまとめてございます。すみません、令和元年度でまとめているんですけれども、一応公金取扱いとして5,105件、それから住民票の異動届で494件、戸籍それから住民票、印鑑証明等の発行は4,599件、あと福祉、それから保険の窓口、国保であったりとか、それから、ごみ関係であったりとか、そういった関係で3,360件。そのほか、税の証明関係が2,586件、その他の一般的な相談、それが2,400件の合計1万8,544件。令和2年度もほぼ同じで、令和元年度の実績でそれだけの証明書等の発行をしているところです。

○委員長（木野田誠君）

それでは、鎌田総務課主幹から発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課主幹（鎌田富美代君）

午前中に宮内委員から質問のありました、長時間労働者面接者について確認をしましたところ、面接者135人のうち97人が1か月80時間を超えていたもので、残りの38人は、2か月から6か月平均で80時間を超えたものでありましたので報告いたします。

○委員（仮屋国治君）

委託契約のほうで39ページから43ページにかけて、旧田中家別邸の管理費が掲載されているわけですが、ざっと計算しますと400万円近くになるんです。これは例年同程度の管理費を支出しているのかどうか確認をさせてください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

特別な修復とかない限り、大体これぐらいの額が毎年支出されております。

○委員（仮屋国治君）

この別邸の設置目的と目的に合った活用はどのようになさっているのか。それと令和2年度の来場者数が分かれば、確認させてください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

旧田中家別邸に関しましては、福山下場地区における文化財的な性格ということで、観光的な施設というようなことで利用しているところです。それと、活用に関してもいろいろな活用の仕方を工夫しなきゃいけないというふうを考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

活用の仕方を工夫してくださいと、私が言いたかったわけですがけれども、今現在は多分、ほとんど何もされていないのかなと思うわけですがけれども、やはり年間400万円の管理費を払って放置していくというのはいかなものかという気が致します。総務部だけではなく、全庁的に活用の仕方を検討していただくよう要望しておきます。

○委員（宮田竜二君）

税務課に質問します。成果表の12ページ13ページですけど、13ページに入湯税、前年比54%ということで当然コロナの影響だと思わんですけど、個人市民税は100.24%とか、あんまり変わってないんですね。なぜかなと思って納税義務者数って書いてあるんですけど5万9,276人なんだけど前年は何人か分かりますか。

○税務課主幹（有村昭司君）

令和元年度は5万8,481人です。

○委員（宮田竜二君）

そうするとあれですね、令和元年度と比べると、納税者数が増えているから、調定額の53億1,000万円ですか。これ自体は余り変わらない。要は認識としては、コロナの影響で個人の収入はちょっと減っているんだけど、納税者がちょっと増えたから、余りトータルで変わってないというそういう理解でいいですか。

○税務課主幹（有村昭司君）

令和2年度の課税分については、令和元年分の所得を算定して課税しますので、コロナの影響を受けていないと思われま。

○委員（宮田竜二君）

分かりました。ということは今度の令和3年度。次回の決算で多分影響が出てくるんじゃないかということですね。

○税務課主幹（有村昭司君）

はい。今委員のおっしゃったとおりです。

○委員（池田 守君）

今、宮田委員が入湯税のことをちょっと触れられたんですけども、これは全てが、コロナの影響ですか。それともほかに何か要因がありますか。

○税務課主幹（有村昭司君）

これといった原因は分らないんですけども、確実にコロナの影響を受けているのではなかろうかと思えます。

○委員（池田 守君）

とするとですよ、この影響を受けてるのは、旅館・ホテル業とか公衆浴場関係だと思わんですけどもその内訳はわかりますか。

○税務課主幹（有村昭司君）

すいません。そちらの内訳はないでした。

○委員（池田 守君）

旅館・ホテルはですね、当然、相当宿泊が落ち込んでくると思うんですけども、この近辺にある例えば家族湯とかそういった銭湯とか、そういったところもかなり大きな影響を受けていると思うんですけど、そういうのは全然把握してらっしゃらないということですね。

○税務課長（浮邊文弘君）

入湯税が必要なところは宿泊施設があるところになってきますので、家族湯とかそういったところは、こちらのほうでは入湯税の対象ではないものです。

○委員（新橋 実君）

固定資産税の関係ですけども、太陽光発電が山林等を開発して太陽光発電を設置すれば雑種地になって、固定資産税が結構増えてきたわけですけども、今回、固定資産税が結構100%を切って99%、家屋やいろんなところが税金が下がった関係で100%を切ったのかなと思うわけですけども、この辺の要因というのはどういったところを考えてらっしゃいますか。

○固定資産税グループ長（用具大星君）

固定資産税につきましては、太陽光発電の関係は償却資産になります。償却資産が令和2年度の土地もですが、土地についてはどちらかというと減少傾向でございます。これは宅地から住宅が建ちますと軽減等がありますので、どちらかといいますと前年度から少しずつ落ちていくという方向になります。太陽光については、償却資産もございしますが、償却資産は令和2年度の調定の中でもおよそ4,000万円程度新しく入ってございしますが、これからの動向としましては、なかなか太陽光発電も建設が緩やかになってきていますので、今までのような税収というのは太陽光に限っては見込めないのかなというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

だからですよ。私が言いたいのは山林であればほとんどゼロだったのが、太陽光ができることによって、その土地が雑種地になれば、それなりの税金が取れるわけですよ。それがどれぐらいあったのかということも含めてですね、今聴いているわけです。結局、あれは土地も広いわけですから、その辺は把握はされてるんですかということをお聴いているんですよ。

○固定資産税グループ長（用具大星君）

申し訳ございません。令和2年度、太陽光がどのくらい新設されたかというのは、今のところ把握しておりませんので、また帰ってから調査をさせていただきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

これはやはりですね、それは市の税金になるわけだから、私なんかもいろいろ話聴いたらですね、結局そのとき知らずにですね、1年ぐらい遅れて出せば、滞納を取られることもあるわけですから、太陽光を造られた方は早くお金払ったほうが、もう滞納金を払わなくていいわけだから、本当は市が把握していないといけないわけです。今そういうふうな形になっていると思いますけど、どうですか、課長。

○税務課長（浮邊文弘君）

大規模太陽光発電につきましては、こちらのほうでも把握は出来ております。小さいものですね、これについては把握は難しいところでございますが、大規模に関しては把握は出来ております。

○委員（新橋 実君）

大規模に限らずですね、50kw未満でもそれなりの土地が、例えば1,000㎡の土地であっても山林であれば、それだけそれなりの税収が見込めるわけですから、1,000㎡あれば50kwもできるわけですよ。だから、今それがどれぐらい、太陽光の単価もだいぶ落ちましたから、どれぐらいになっているか分かりませんが、そういったのをしっかりとですね、やはり税務課として把握をして、

税金を取れるところからは取るように。この間、軽自動車の件も言いましたけども、やはり全然その辺が把握されていないのが結構あるのではないかと思いますから、しっかりですね、やはり対応してもらおうようお願いしておきます。要望します。

○委員（山田龍治君）

重要物品の購入状況の61ページ。税務課のほうにお尋ねします。この2台の契約方法が随意契約になっているのは、ほかの財産管理課が購入した車に関しては指名競争入札に、指名でなっているのですが、なぜこの税務課の車に関しては、100万円を超えるのに随意契約になられたのか、その理由をお聴かせください。

○固定資産税グループ長（用貝大星君）

税務課の公用車購入につきましても、競争入札を実施いたしましたところ、落札出来なかったということで、最低価格者との協議によりまして随意契約とさせていただきました。

○委員（山田龍治君）

成果表のe-Taxの取組が書いてあります。このe-Taxで申告をされた方が全体の何%ぐらいいらっしゃるのか、人数とその割合を教えてください。12ページです。

○税務課主幹（有村昭司君）

後ほど回答させていただきたいと思います [36ページに答弁あり]。

○委員（新橋 実君）

工事検査課に聴きますけれども、入札をして落札しなかった案件は、落札できなかった案件ですね、これはどれぐらいあるのか。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

不調不落は9件でございます。

○委員（新橋 実君）

落札できなかった案件について、それはどういうふうな形で後は対応されたのか。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

すみません。9件全ては把握しておりませんが、指名業者を変えるなりをして対応しているのが数件あったと思われます。

○委員（新橋 実君）

全ては把握はされていないということですが、ということは、実際入札して、入札しても結局決定しなかった案件もあるという理解でいいんですか。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

契約に至ってない案件が1件あったと思います。

○委員（新橋 実君）

それについてはもう入札はせずに、随意契約か何かになったんですかね。その辺は把握はされていないんですよね。分かれば教えてください。分からなかったらいいです。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

随意契約等になった案件については、工事契約検査課のほうではちょっと把握していないものですから、申し訳ございません。

○委員（新橋 実君）

なぜ落札できなかったのか、その辺は、工事契約検査課のほうでは分かるんですか。

○工事契約検査課長（末永明弘君）

その理由についてはこちらのほうでは把握しておりません。発注課なりが把握はされてるかとは思いますが。

○委員（宮内 博君）

先ほどの太陽光発電の関係でお尋ねをしますけれども、大規模なメガソーラーの発電所の状況については把握しているということでありましたけれども、少なくともその1,000㎡以上の土地対策要綱の中で示されている開発行為ですね、それは当然把握しているということでは理解してよろしいですか。

○固定資産税グループ長（用貝大星君）

太陽光発電につきましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、大規模については把握をしてございますが、小規模については、なかなかこちらでも把握し切れない部分もございまして、大規模についてはですね、経産省の情報等を基に把握をさせていただいております。

○委員（宮内 博君）

大規模という定義をどのくらいの面積から位置付けているのかというのはわかりませんが、市のほうで持っている、その対応できる開発面積を一定ですね、定めているのが土地対策要綱ということになっているわけですね。1,000㎡を超える開発については当然届出を求めているわけですので、その中で、1,000㎡を超える太陽光発電所の件数あるいは面積等については、当然、市のほうでは把握してると。そうでなければいけないはずですよ。その辺のことをお聞きをしているわけですね。1,000㎡以下の開発行為については把握出来ていないというようなこともありうるのかなと思いますが、少なくとも、1,000㎡を超える開発行為については、市のほうで把握しておかなければいけないということになるんですけど、そこを聞いています。

○固定資産税グループ長（用貝大星君）

私どものほうで把握をしておりますのが、法務局からの登記済通知をもとに、所有者変更でありますとか、地目変更でありますとか、そういう部分で把握をしております。今委員がおっしゃいますように、企画部のほうに届出がされます土地利用に関する届出については、私どものほうで企画部のほうに照会をして、情報を取得しておりませんので、そこについては把握し切れてない部分もございまして。

○委員（宮内 博君）

それは、縦割り行政の弊害ですよ。実際に市の要綱を持っているわけですので、当然、それが太陽光発電所の建設ということであれば、先ほどあったように税収にもつながる話ですので、その辺は縦割りではなくて、きっちりと報告を企画のほうからしてもらおうというような形での仕組みと、これを構築して、適正な課税をしていくということが、当然、必要だと思いますけれど、部長どうですか。

○総務部長（橋口洋平君）

企画に出てくる申請書について、幾らかの部課を回覧するとは思いますが、今、聞いたところ、税務課のほうには回ってこないということですので、基本的には、その地目が変わった情報というのは法務局から来て、それに基づいて適切な課税をしたいと思います。やはり事前にこういったところが開発されるという情報も必要だと思いますので、そういった情報の共有につきましては、税務課のほうも共有するようにしたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、そういう取組をしていただきたいというふうに思います。4ページの牧園総合支所の関係でお尋ねを致します。まず、牧園の旧庁舎の維持管理費、令和2年度の実績ではどうだったのか。あと耐用年数が何年あるのか。

○牧園総合支所地域振興課主幹（山口清行君）

旧庁舎の実績で言いますと、庁舎の維持管理費としまして、高台にあったものですから、専用で1人送迎をされる方を雇ってございました。その人件費を含めまして、約1,700万円が、令和2年度の実績です。耐用年数につきましては、庁舎建設後、平成4年の4月に供用開始になっておりますの

で、現在29年と半年が経過しており、一般的な耐用年数については、ちょっと分かりかねるのですけれども、大体60年から70年としまして、残としましては、30年から40年というようなことになろうかと思えます。

○委員（宮内 博君）

昨日、新しく下場に建設された牧園庁舎を現地調査いたしました。図書室なども整備されておりました、お聞きをしましたら、高台にあるときの図書室からすると8倍ぐらいに利用者が増えているというようなことでした。正に、ああいう利便性の悪いところになぜ庁舎を造ったのだろうと。本当に、時の失政というのか、ここにいる執行部の皆さんにはその責任はないだろうと、全然ないとは思いませんけれども、ないだろうと思えますが、よくあんなところに造ったよというのが共通した認識だろうと思えます。私もそう思うのですけれども、かなり造る時にも激論があったらしいですけれども、造ってみたら、非常に利便性が悪くて、市民の利用も非常に悪かったということが、下場のほうに造って、改めて検証されたということだろうと思うのです。元々、給食センターのすぐ近くに庁舎そのものがあったわけですから、今農村何とかセンターとかいうところがあったところに、旧庁舎があったわけですから。あそこに造れば良かったというようなことで、正に、私は本当に失政だと思うのですけれども、お尋ねしたいのは高山産業が引き受けるということで、外観だけ昨日、拝見させていただいたのだけれども、送迎費を含む人件費を含めて、1,700万円ということであったわけですが、人件費がいかほどか分かりませんが、200万円とか300万円ぐらいなのかなど思いますが、1,500万円ぐらいは、通常の維持管理費が掛かってくると思えますけれども、それはどういう形で、今後、収入として得られるのか。そこをお示してください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

実際、契約としては、商工振興課のほうで契約をしておりますが、貸付料としては年間700万円弱というような額になっております。

○委員（宮内 博君）

年間700万円の貸付料ということですが、そうしますと1,700万円の全額が掛かるということではないのでしょうか、人件費分を差し引いても、やはり七、八百万円ぐらいは当然、足が出るということになるのですけれども、それはどういうふうになさるのですか。市のほうで負担をするということになっているのでしょうか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

基本的な維持管理というのは、高山産業のほうでもらうということではあります。ただ、持ち物としては市のものですので、色々な状況によるかとは思いますが基本的にはそういう考え方です。

○委員（宮内 博君）

それが大体、年間どれくらいになるのですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

実際、工場として維持管理されている状況ですので、その辺の数字はわかりません。

○委員（宮内 博君）

わからないということではないはずですよ。当然、基本的なところは計算をされているだろうというふうに思いますが。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 1時35分」

「再開 午後 1時37分」

再開します。

○総務部長（橋口洋平君）

先ほど、財産管理課長が申しましたように、貸付料として市に歳入される分が約700万円になります。それと、先ほど申しました1,700万円の維持費というのは、光熱水費、そういった部分につきましては、全て、今借りていらっしゃる高山産業さんのお支払いになります。ですから、実質的に、平時であれば、市の支出というのはございません。ただし、市の普通財産でありますので、例えば大規模な修繕とか出てきたときには、また、高山産業さんと協議しながら、こちらで負担する分の予算を立てていくということになると思います。

○委員（宮内 博君）

それは、一定額を超える金額についてという定めを持っているということですか。

○総務部長（橋口洋平君）

実際、契約をした部署が商工振興になりますので、中身の詳しいところは申し訳ありませんが、承知していないところです。

○委員（山田龍治君）

安心安全課にお尋ねします。不用額の8ページ、節の14と16、この災害発生時の重機借上の申請が少なかったためということを書いてありますけれども、この申請者は、企業になるのか、それとも市民の方でもこの申請はできるのかお尋ねをしたいと思います。

○安心安全課防災グループ長（有村 浩君）

重機借上げについては、市民の方というより、地域防災活動の一環として、地域から申請があがった場合にこの制度は御利用いただけます。

○委員（山田龍治君）

それだけしか申請がなかったということで、この結果だと思うのですがけれども、地域で災害が起こったときに、もう少し使い勝手がよくしてもいいのかなと個人的には思っております。以前、こういった要望を受けてお願いしたところ、個人のお願いでは聞けないということで、地域の方からということ言われてハードルが少し高いのかなと思います。もっと、市民の方も申請をしたら使えるようにすると、非常に使い勝手がよくなるのかなと思いますので、要望になりますけれども御検討いただければと思います。

○税務課主幹（有村昭司）

先ほど山田委員から質問がありましたe-Taxの申告ですけれども、件数が10万2,375件ありまして、利用率が74.8%でした。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

以上で、総務部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時43分」

△ 議案第88号 令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第88号、令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

それでは、議案第88号、令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、よろしく御審査いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。決算の詳細につきましては、安心安全課長が御説明申し上げます。

○安心安全課長（石神 修君）

議案第88号、霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。本事業は、交通事故による負傷者等に見舞金を給付する市独自の相互扶助事業です。令和元年度から掛金免除の運用を廃止したことから、掛金納入者のみが本共済事業の加入者となっています。それでは、令和2年度決算に係る主要な施策の成果に基づき説明いたします。154ページをお開きください。交通災害共済への加入状況につきましては、掛金を納付された加入者数は2万7,664人で前年度比1,443人の減となりました。これは、小中学生層は50人の増となったものの、75歳以上の高齢者層が796人の減、そのほかの年齢層が697人の減となったことによるものです。見舞金の給付状況につきましては、死亡見舞金の給付は前年度と同じくありませんでした。傷害見舞金の給付は94件443万円で、前年度比46件222万円の減となっています。以上で、令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

以前からいろいろな協議が図られてこういう制度に変わっていった流れがあると思うんですけども、いわゆるこの財政的な部分、長期的な部分を見て、安定的に運営ができるようになっているのかお示しをいただきたいと思います。

○安心安全課長（石神 修君）

ただいま、御説明いたしました内容、中身で加入者数は年々減少している状況がございます。加入人数にしますと大体年間1,000人前後の減になっていくというような状況でございます。ただ、今財政的に運営ができておりますのは、同じく、交通事故の件数が減になっているために、両方減になって、何とか持っているというような状況でございます。将来的な見通しですけれども、このまま加入者がどんどん減っていきますと、交通事故が減っていけばいいんですがなかなかずっと減るといようなことは断言もできませんし、ひとたび大きな交通事故とかそういうのが起きますと1人当たり50万円の死亡見舞金ということになりますと、かなり財政的にも圧迫してくる状況がございます。したがって平成30年度にこの収支の改善につきまして、総務環境常任委員会の皆様にも、御審議いただいた経緯がございますが、その中でも、将来的には、このまま肯定しないで、なおかつ、有効な手だてがないとなりますと、事業廃止ということも視野に入れているということは申し上げます。

○委員（仮屋国治君）

歳出の892万円というのは、見舞金を除く人件費ということでよかったですかね。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

総額的には事務費となりますが、郵送費が相当高いですので、各家庭に全部送りますので。そういった印刷製本費、そして郵送費と捉えていただければいいと思います。人件費は一般会計から出ております。

○委員（新橋 実君）

今、加入者が2万7,664人ということですけども、これは霧島市の人口の何%ということでもいいですかね。

○安心安全課主幹（野辺貞孝君）

正確には22.15%が加入率でございます。

○委員（新橋 実君）

1,000人ずつ大体減っているというような話ですけども、市としては今後、何パーセントを維持できなくなったらこれをやめるとか、そういうふうな考えがあるのかどうかその辺はどうなんですか。

○安心安全課長（石神 修君）

数字的なもので言いますと今22%の加入率ですが、今の状態でずっと推移すると仮定しますと、加入率が10%を切った時点が一つの目安かなというふうに思います。また鹿児島市が確か平成23年度でこの事業を廃止しておりますけれども、そのときの加入率も10%を切ったぐらいのところでしたので、そこら辺が一つ目安かなというふうに考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第88号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時50分」

「再 開 午後 1時54分」

△ 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

企画部関連の令和2年度決算に係る主要施策の概要について、課別に説明します。資料の令和2年度決算に係る主要な施策の成果は16ページから23ページまでが企画部関連となります。企画部は、企画政策課、地域政策課、情報政策課の3課で構成しています。まず、企画政策課ですが、霧島市ふるさと創生総合戦略の推進と進行管理、産学官等との連携の推進、霧島市行政改革大綱に基づき、限られた行政資源を有効活用しながら、効果的・効率的な行政経営の推進に取り組んでまいりました。次に、地域政策課では、航空機騒音対策としての空港周辺地域環境整備事業、霧島市地域公共交通網形成計画に基づく市民の交通移動手段の確保に資するコミュニティバス運行事業やJR隼人駅バリアフリー化促進事業を実施したほか、オンラインによる移住相談会や移住定住促進補助事業などにより、中山間地域の活性化に取り組んでまいりました。次に、情報政策課では、事務処理の効率化・迅速化、住民サービスの向上に一層努めるため、戸籍情報システムの改修や国分庁舎公衆無線LANの整備等を行いました。また、光ブロードバンド整備につきましては、第2期エリアの整備が完了し、これらの地域では本年3月1日からサービスの提供が開始されました。溝辺地区ケーブルテレビ運営事業においては、地上波デジタル放送とブロードバンドインターネットサービス等を提供しました。なお、使用料未収金の課題につきましては、加入者の債権管理のシステム化や徴収体制の強化により改善に努めているところです。統計業務においては、国勢調査などの基幹統計調査の実施や霧島市統計書等を作成しました。以上、企画部関連の令和2年度主要施策の概要を説明しましたが、詳細につきましては、引き続き、各課長が順次、御説明しますので、審査賜りますようお願いいたします。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

企画政策課関連の決算について説明します。主要な施策の成果については、令和2年度決算に係

る主要な施策の成果の16ページから18ページに記載しております。企画政策課は、企画政策グループ、行革推進グループの2グループで業務を行っています。16ページをお開きください。令和2年度の成果については、霧島市ふるさと創生総合戦略に掲げた施策の効果検証等を行うため、霧島市ふるさと創生有識者会議を開催したほか、連携協定を締結している企業と協働した各種セミナーや、鹿児島工業高等専門学校での地方創生に関する特別講義などを実施しました。また、官民協働によるまちづくりを推進するための取組として、KIRISHIMAみらい会議を開催しました。次に17ページをお開きください。組織機構については、市民環境部、保健福祉部、農林水産部、商工観光部、教育部、上下水道部の課・グループ等の新設や統廃合などの再編を行い、より簡素で効率的な組織づくりを推進しました。令和3年4月1日現在の組織数は、11部局、5総合支所、73課、192グループ等で、前年度より1課の減、1グループの増となっています。また、定員については、霧島市定員適正化計画（第2次／改訂版）で設定した職員数1,110人を当面維持する方針を踏まえながら、計画的な職員採用を行った結果、令和3年4月1日現在の職員数は1,091人で、対前年度比9人の減員となりました。18ページをお開きください。指定管理者制度については、令和2年7月の指定に向けて、新規施設1、令和3年4月の指定に向けて、新規施設2、更新施設50の合計53施設について準備を行いました。令和3年4月1日現在、指定管理者制度を導入している施設は、公募266、直接24の計290施設となっています。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金の給付実績については、6万1,663世帯分の125億1,620万円で、対象となる6万1,816世帯のうち99.8%の給付率となっています。国のマイナポータルを通じたオンライン申請方式や郵送申請方式に加え、生活にお困りで、一日も早い給付金の支給を希望される方に対応するため、本市独自のダウンロード申請方式を設けるなど、迅速な給付に努めたところです。以上で、企画政策課の説明を終わります。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

地域政策課関連の決算について、説明いたします。主要な施策の成果については、令和2年度決算に係る主要な施策の成果の19ページ及び20ページに記載しています。地域政策課は、地域政策グループと中山間地域活性化グループの2グループで業務を行っています。19ページをお開きください。令和2年度の成果としまして、空港周辺環境整備については、航空機騒音に対する空港周辺地域の環境整備として、鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域等において、NHK受信料助成や空気調和機器機能回復補助事業などを実施しました。バス運行事業については、交通空白地域や交通不便地域の住民の交通移動手段を確保するため、ふれあいバス及びデマンド交通を運行しました。JR隼人駅バリアフリー化促進事業については、JR隼人駅のバリアフリー化を推進するため、JR九州が進めてきたエレベーターやスロープ、多機能トイレの設置などに対する支援を行いました。20ページをお開きください。移住定住促進の移住PR・体験研修については、東京、大阪の地下鉄電車内への広告掲載や移住者向けのウェブサイト等を通じ、本市の移住者支援制度の情報発信を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により県外との移動が制限されている状況の中、オンラインによる相談会等を積極的に実施しました。移住定住促進の移住定住促進補助金については、42世帯130人に対し同補助金を交付しました。このうち中山間地域への移住者は33世帯109人であり、本制度の活用を通じ、中山間地域の活性化が図られたところです。以上で、地域政策課の説明を終わります。

○情報政策課長（野村博昭君）

情報政策課関連の決算について、説明します。主要な施策の成果につきまして、令和2年度決算に係る主要な施策の成果の21ページから23ページに記載しています。情報政策課は、電算グループと情報化推進グループ、統計グループの3グループで業務を行っています。21ページをお開きください。電算業務については、戸籍情報が社会保障・税番号制度（マイナンバー）を活用した情報連携の対象となることに伴い、戸籍情報システムの改修を行いました。また、国分庁舎への来訪者が

情報通信端末から情報を取得し、また、情報発信できるよう、国分庁舎に公衆無線LANを整備しました。さらに、牧園庁舎移転に伴い、旧牧園庁舎に設置していたネットワーク機器を移設し、新庁舎内のLAN環境を整備しました。22ページをお開きください。情報基盤整備については、平成30年8月に策定した霧島市光ブロードバンド整備計画に基づく第2期整備エリアである、牧園地区の万膳及び安楽地域、横川地区の山ヶ野地域及び隼人地区の嘉例川地域の4地域において光ファイバ網整備が完了し、本年3月からサービスが提供されています。また、令和2年度は、第3期整備エリアである、福山地区の牧之原及び福山地域、国分地区の上之段及び松ヶ野地域、並びに追加整備の溝辺地区の溝辺地域の整備を行う電気通信事業者をプロポーザル方式により選定しました。次に、溝辺地区ケーブルテレビ運営事業については、溝辺地区におけるテレビ難視聴地域の解消とブロードバンド環境の整備等を目的とした事業であり、令和2年度も引き続き、ケーブルテレビ施設の適正な維持管理に努め、地上波デジタル放送、ブロードバンドインターネットサービス等の安定稼働を図ったところです。また、公正・公平な事業運営を推進するため、令和2年度ケーブルテレビ使用料等を含め、過年度分の使用料未納者に対しては、適切な催告通知を行うなど、滞納徴収対策にも努めたところです。23ページをご覧ください。最後に、基幹統計調査につきましては、国勢調査、学校基本調査、工業統計調査等を実施いたしました。特に、5年ごとに実施する国勢調査では、市内全域1,150調査区について、調査員823人、指導員100人が業務に従事いたしました。これらの基幹統計調査の結果については、国や地方公共団体において、様々な行政施策の基礎的データとして活用され、そのほか企業やマスコミ等においても広く利用されています。以上で、情報政策課の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

主要な施策の成果17ページ、組織・定員の適正化の関係でお尋ねします。説明では、職員数を計画よりも削減できた。9人の減員ということになりましたという報告であります。まず、会計年度任用職員制度が昨年開始されたわけですが、この人数は、前年度と比較してどういふふうになっていますか。

○企画政策課主幹（山下裕一朗君）

今年度の4月1日現在の会計年度任用職員は724名ということで把握してございます。申し訳ございません。昨年度の4月1日現在の人数については、情報を準備してございません。【47ページに答弁あり】

○委員（宮内 博君）

昨年度の人数は把握していないということですが、年々増えている状況にあるのかなというふうに思うんです。昨年度のやつは今ここにありませんけれど、700人よりも下回っていたのではないのかなと思うんですよね。700人を超えているというようなことで、実際に職員を削減する一方で、非正規の職員が増え続けているという状況だろうと思うんです。それで、先ほどまで総務部関係の議論をしたところなんですけれども、97人の職員の方が1か月80時間以上の業務をこなしているという報告がされたばかりです。それで、財政課のほうが最も残業が多いという状況下にあるわけですから、本当に職員が減るということだけを成果として報告していいのかどうかということが問われる。一方では、過労死を生んでもおかしくないような80時間以上の勤務を余儀なくされている方が100人近くもいらっしゃるという状況は、どういふふう改善をするのかってことで、企画部が答える範疇なのかどうか。当然、総務部のほうと議論をしながら進めなければいけない問題だというふうに思いますけれども、その辺は縦割りでは解決できない問題だろうと思いますけれども、その辺の相互間の話し合いといいますか、そういうのは、令和2年度中はあったんですか。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 2時11分」

「再開 午後 2時12分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

はじめに、職員の数について、若干説明をしたいと思います。令和3年4月1日現在で職員数は1,091名ですけれども、再任用の時短職員が53名おりまして、トータルでは1,144名ということでございます。令和2年4月1日現在では、職員が1,100名。再任用の時短の職員が36名で、1136名です。ですので、昨年度よりは8名増えているという形になります。また、平成31年は職員数は1,096で、再任用の時短の職員が37人おりまして1,133名です。31年、令和2年、令和3年と、定数の職員自体だけで捉えれば、減ってはおりますけれども、実数としては増やしているということをお聞きいただきたいと思います。また、総務課との職員数等についての協議ですけれども、毎年、今の時期から事務量調査というのを行っております。それぞれの課ごとに、来年度に向けてどういった事業があるとか、人員等が必要だとか、今年度は、こういう取組をしたけれどもこういう課題があったとか、そういったヒアリングをずっと行っております。それは総務課と行革と合同で行っております。そこで情報共有を図って、来年4月1日に向けての組織、人員等についても情報共有を図りながら調整を行っているところです。

○委員（宮内 博君）

情報共有を行っているということでもありますけれども、先ほどの議論では、例えば財政のところはもっとも残業時間が多い。苛酷な労働を強いられるところということをお聞きされているんですけど、この間、職員8人体制で臨んでいると。その数は、この間変化はありませんと。こういう報告なんですよ。だから、それはなぜかと言うと、定員の適切性を進めながら、人的に配置をしなきゃいけないからという。そういう理由を語られたばかりなんですけれども、そのところはもう少し議論が必要ではないのかなというふうに思いますけれども、その点は総務部のほうと認識を共有できるんですか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

そこについてはしっかりと総務課、財政課と協議して、適正な人員配置を行っていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

主要な施策の成果19ページ、空港周辺環境整備事業の関係ですけれども、昨年、航空機燃料譲与税、通常1億5,000万円ほどなんですけれども、今回、3,000万円に減額補正されて、3,843万円6,000円収入済ということで報告をされてるんですけど、鹿児島空港の運用時間の延長がなされて、数年経過するわけですが、当時、騒音対策のための取組を進めてもらいたいということで、滑走路の周辺の溝辺地区の住民の方々から直接、市長との交渉とか、要求がなされ、県のほうにも、そういう要望がなされて、いわゆるその防音壁の設置などを進めていくということが、今後の課題として議論をされた経過があるんですけど、令和2年度中は、そのことについて、どういう進捗があったのか、お聞きしておきます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

鹿児島空港周辺地域における騒音対策、今、宮内委員が申されたのは、航空機のエンジンテストによりまして、周辺への騒音が大きいというようなものに対して、フェンス、防壁等をぜひ設置い

ただきたいというのが地域の方々の要望でございます。これにつきましては、多額の費用を要する事業でありまして、これまでも国土交通省に要望を続けてまいりました。また、来年度予算に向けても、鹿児島空港事務所を通じて国土交通省に要望しているところです。あわせて、本年当初、来年度、設計費でも計上していただくようにということで、地元選出の国会議員の先生のほうにも相談をさせていただいてるところでございます。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果18ページ、指定管理者制度の推進についてです。令和2年度に新規が3で、更新が50ということになってるわけです。この指定管理者の選定に当たって、どういう形で、これまで結構、指定管理者の指定されているわけですけれども、この指定管理者の業者が非常に少ないということで、呼び掛けをどういう形でされているか検討するという話もあったわけですけれども、今回のこの新規に対してどれだけ事業者が選定されたのか。呼び掛けに対して、実際、申込みをされたのか。あと、この更新施設が50施設あるわけですけれども、実際、以前からやっていたところが今回、新たに変わったところがどれだけあったのか。まず、そこをお伺いします。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

令和2年度の指定管理施設は区分では、隼人の都市公園と国分の都市公園、浜之市ふれあいセンターの3区分で公募を行っております。隼人の都市公園につきましては、霧島市シルバー人材センター1社のみでございました。また、国分の都市公園につきましては、施設管理公社1社のみでした。浜之市のふれあいセンターにつきましては、2社からの応募があり、これまで行っていた会社が引き続き行うこととなったところです。公募につきましては、1社しかなくても2社以上ありましても、選定委員会というのを行っております。内部の審査員とその施設を利用される方などの外部の委員からなる審査委員会を設けまして、その中で指定管理事業者がプレゼンを行いまして、その中で質疑等を行います。それを基に、審査表に基づいて審査を行いまして、総点数で高いほうを選出するような仕組みとされているところです。また公募者数が少ないということで、どのような工夫をしているかということなんですけれども、ホームページに載せているのと、広報きりしまに載せているというようなことでございます。また、参考までに、今年度も既に行ったんですけれども、今年度は牧園のし尿処理場と丸岡公園、霧島緑の村の三つを行いまして、二つについては、これまでの事業者のみが手を挙げられまして、緑の村につきましては、2社の方が公募されて、現在、審査を行っているところであります。更新の50施設につきましては、隼人の都市公園と国分の都市公園の公園、あと浜之市のふれあいセンター含めて50ということなんです。

○委員（新橋 実君）

これまで同じ事業者の方がほとんどされるような形になると思うわけですけれども、やはりそこでアンケートもとったりして、苦情等もあったり、その業者でいいですよというようなこともいろいろあると思うんですけれども、やっぱりそういったのも参考にしながら、やっぱり事業者の選定に当たってはしっかりと、3年5年という期間をやるわけですから、いろんな形で呼びかけを。今言われましたけどホームページと広報紙だけでやっているというのは、いかがなものかと思います。その中で地元の事業者がほとんどだと思えますけれども、前は鹿児島からも来たりいろいろなこともあったと思うんですよ。地元の事業者というのはどれぐらいあるんですか。令和2年度で。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

3区分に対しまして、2社が地元で1社が鹿児島市内の事業者です。

○委員（新橋 実君）

やっぱり、地元の施設であれば地元のほうに指定させていただきたいというような思いもありますので、今後やり方を以前から言っていますけれども、しっかり協議していただいて、もうちょっと公募の仕方を考えていただきたいと。同じような人が1社しか出てこなければ、どうしてもそこ

に決まるのかなというような考えもありますので、やっぱりその辺はちょっと考えていただきたいと思います。あと地域政策課の問題ですけれども、ふれあいバスは以前と比較してどういうふうな形になっているのかお伺いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

対前年度比の利用実績でよろしいでしょうか。まず今19ページのほうに記載してありますけれども、国分地区につきましては、マイナス733人となっております。それから溝辺地区がマイナス378人、横川地区がマイナス1,224人、牧園地区がプラス533人、霧島地区がマイナス1,582人、福山地区がマイナス196人であります。特にまず牧園地区が533名増えておりますけれども、これにつきましては、スクール対応便の利用者が、2名増えたということでございます。スクール便の対応者につきましては、1名増えると、大体、年間210日ほど出向いたします。その往復ですので、420名分増と。2人増えるとその倍増えるというところで、牧園地区につきましては増加に転じております。一方、霧島地区については、逆にスクールバス利用便が減少したということで大幅に減少しております。これら全てにおきましては、公共交通会議の中でも、バス事業者から情報提供いただいておりますが、やはりコロナの影響による外出の自粛に伴う減というものが大きな要因になります。デマンド交通につきましては、溝辺地区の有川地区がマイナス19人、霧島永水、向田地区がマイナスの164人、同じく狭名田、野上地区がプラス247人、福山地区、嘉例川地域がマイナス47人、同じく福山地域、下場になりますけれども、マイナス280人。特に減少しておりますマイナス280、これは昨年度の福山の下場地区ですけれども、311人から31名まで大きく減少しております。これにつきましては、デマンド交通を利用して、地域のサロン、福祉サロンに複数、例えばお友達2人であったり3人であったり、そういった形でサロンに参加されていた方々が、コロナの影響で、サロン自体が開かれなくなったということで、大幅に減少したものというふうに伺っているところでございます。他の地区については先ほど申し上げましたとおり、コロナの影響、それから霧島狭名田、野上地区につきましては、令和元年度から開始しまして、ちなみに令和元年度が82名、それに対して令和2年度が329名ということ、大幅に増加しております。これにつきましては、デマンド交通の利用に対する御理解、あるいは口コミでの利用者が大幅に増加したものと分析しているところです。

○委員（宮内 博君）

今のふれあいバスの関係でお尋ねをしておきたいと思っておりますけれども。ある地域のこのふれあいバスの運行について、御相談をしたことがあるんですけど、そこにバスが来るというのは、地域の人たちは知っていたけれども、いわゆる福祉バスだというふうに思っている。誰でも乗れるという認識がなかったとおっしゃっていらっしやって、改めてその広報のやり方が非常に大事なのではないのかなというふうに感じたんですけれども、それは実際に地域の住民の方たちにどういう形で周知をされているのかという点が問われる問題でもあるのかなというふうに思うんですけれど。その点は、令和2年度、どういう取組をなさったのでしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

バスの利用促進等につきましては、広報紙あるいはホームページ等で広報周知いたしておりますが、今、宮内委員から言われたとおり、広報誌がなかなか届いていない世帯もあつたりいたします。当然、わざわざホームページを見られるような方は、もうバスを利用することを前提としていらっしやいますので、理解をされている方々というふうに感じております。今、御指摘がありましたとおり、そういった広報誌をなかなか見る機会のない方々、そういった方々への周知については、今後、十分検討させていただいて反省の一つとさせていただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

特にこういうバスが通るところは交通不便地域ですよ。それと同時に山間部と。そしてイコール高齢者が多い、そういう地域だということは共通しているというふうに思うんですよ。ぜひそ

このところはどういう形で広報していくのかっていうのを少し知恵を凝らして取組を進めていっていただきたいということを要請しておきます。それから同じくバスの運行事業の関係でありますけれども、昨年度の主要施策の成果の中で報告をされていた、医療センターから隼人駅、浜之市、国分駅、そして市の医療センターを基本に1日19便運行していた市単独の補助路線バス事業ですね。これは今回報告がありませんが、それはどういう事情からなんでしょうか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

今の宮内委員のほうからおっしゃられた医療センターからの路線バス、これにつきましては委員御指摘のとおり、おっしゃるとおり、市のほうが全額持ち出して運行している市街地循環バスというものでございます。この事業につきましては昨年度の主要な施策の成果の中では、路線バス支援事業と致しまして、こちらの成果に掲載いたしまして報告させていただいたところでございます。今年度につきましてはこの路線バス支援事業が掲載されていないという御指摘です。おっしゃるとおりこの事業につきましても大変重要な事業でございますが、今回主要な施策の成果と致しましては、JRの隼人駅のバリアフリー化、こちらのほうを新たに掲載させていただいておりますので、路線バスについては、今回すいません掲載のほうを事務局の判断で割愛をしたというところでございます。参考までに、市街地循環バス支援事業の利用者数を報告いたしますと、令和2年度につきましては、3万5,462人。1便当たりの利用者でいきますと1便当たり3.6人の方が御利用されている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

隼人駅のバリアフリー化の推進の事業があつて、紙面の都合なのかどうか分かりませんが、重要な施策2,000万円を超える事業ですよ。それが入ってないということでありました。ただ、事業は継続しているということですので、ぜひこれからも充実をしていただきたいと思いますが、お尋ねしたいのは隼人駅のバリアフリー化の関係でありますけれど、昨日現地を拝見いたしました。それで、多目的トイレが設置をされたということで成果として、報告をされているんですが、外からトイレが使えなくなったんですよ。大変便利なトイレだったんですけど、駅の構内に入らないと利用できないというですね。従来使われたのがなくなるっていうのはやっぱり市民にとっては非常に不便な話なわけですよ。トイレのために構内に入るといふのはなかなかでしょうから、実際に、チケットを買わないと入れないというようなことになるわけで、当然そのスロープを造るところに、たまたまトイレが外から入れるような状況になっていて、それをそのまま残すことが構造上できなかったというようなことも理由としてはあるだろうと思いますが、議論の中で、このトイレを外から利用できるような形で、残すというような議論はなかったんですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

ただいまのトイレにつきましては特段JR側との協議はなかったようであります。

○委員（宮内 博君）

地域の皆さんにとって、あそこはタクシーもずっと止まっているようなところでもありますし、外からの利用も随分あるところなわけですよ。だから、今後、駅東土地区画整理事業との関係で、新たな通路も当然造っていかなくちゃいけないというような計画もあるわけですが、そういうときには何らかの対応ができるような対策が必要かというふうに思いますけれども。議論がなかったということでもありますから、これから議論をしてほしいと思いますけど、いかがですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

恐らく、JRとされましては、通常の管理の中で、中のほうがというような判断があつたかと存じますが、今おっしゃられたとおり、周辺自体を今後、整備していくという計画がございますので、ただいまの御意見を含めJR、あるいは、都市計画課等の関係課と、そういった関係についての協議をしっかりと進めてまいりたいと考えます。

○委員（池田綱雄君）

移住定住の関係についてお尋ねしますが、中山間地域への移住者が33世帯ということでしたが、これは旧市町ごとに、何世帯か分らないですか。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

溝辺地区が20世帯、牧園地区が2世帯、霧島地区が3世帯、福山地区が3世帯、横川地区が2世帯、隼人の中山間が3世帯です。あと市街地が、国分地区が7世帯、隼人が2世帯で全体の合計42世帯です。42の中では市街地の国分の7と隼人の2を引いた33が中山間地域です。

○委員（山田龍治君）

確認をしたいんですが、ふれあいバスの運行事業、不用額を今見てるんですけど、これは11ページの節で言うと13にバスの決算額が含まれているという考え方でよろしいのでしょうか。ふれあいバスの決算を見るんですが、わかりにくいもんですから、一応確認をさせてください。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

ふれあいバスの委託料につきましては、現在、委員のほうが見てらっしゃる、不用額調書の11ページ、13節委託料の中に含まれております。

○委員（山田龍治君）

この総額は、決算で幾らバスとデマンドと掛かっているのかというのをお示しいただけますか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

令和2年度のまず、ふれあいバスの委託料について申し上げます。合計額で申し上げます。ふれあいバスの委託料は令和2年度、7,019万5,000円です。続きましてデマンド交通になります。デマンド交通につきましては、令和2年度、決算額は367万7,000円でございます。

○委員（山田龍治君）

非常に見つけづらくて、不用額に関しても、ふるさと納税の納付額の確定によるポータルサイト等の不用額の内容がこのように書いてございまして、もうちょっと分かりやすくできなかったのかなと思うのが感想でございまして、この辺はこの不用の内容はどこに当たるものなんでしょうか。このふるさと納税の寄附額の確定によるポータルサイトの掲載委託というものは何に当たるものなんでしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

この霧島ふるさと元気再生事業費につきましては、一番左のほうに書いてありますとおり、企画政策課、地域政策課、商工振興課、観光PR課がそれぞれのふるさと創生関連事業ということで事業を持っております。ということで、現在お話のあった、ふるさと納税寄附額の確定によるポータルサイト、これは寄附額に連動して、ポータルサイト、いわゆるネット上への広告宣伝事業を含めた、そういった事業費が金額に対してパーセンテージでされております。すいませんが、所管課が違うので、私の知ってる範囲で答えませけれども、そういった金額の一番大きい不用額の理由というのを、こちらのほうに掲載されておりますので、委員、御指摘のとおり、課がまたがっておりますので若干理解しづらい面があるのかというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

ということは、デマンドとバスは不用額はなかったということで認識はよろしいのでしょうか。

○地域政策課地域政策グループ長（横山雅春君）

不用額調書の分かりにくさについては課長が申し上げたとおりでございますが、コミュニティーバス運行事業、中身と致しましてはふれあいバスの運行、デマンド交通の運行でございます。この運行事業について、不用額としては、517万6,002円発生しております。

○委員（宮田竜二君）

成果表の18ページ、特別定額給付金給付事業なんですが、給付実績として、対象と給付された実

際の世帯と人数があるんですけど、この差額を見ると153世帯、217人がおそらく申請されていないんだと思うんですけども、そういう理解でよろしいのか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

申請されてない方もいらっしゃいますし、辞退された方もいらっしゃいます。

○委員（宮田竜二君）

ここで2,170万円が不用額という認識でよろしいでしょうか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

その不用額に関しましては、この事業については全額国費で行っておりますので、残ったお金は全て国のほうへ返還しています。

○委員（新橋 実君）

企画部のほうで、開発行為で1,000㎡を超える場合は、企画のほうで開発行為の受付をするわけですが、先ほど総務のほうでちょっと話したんですけども、開発行為で1,000㎡を超えてですね、例えば、山林を開発して太陽光等する場合はですね、何か連携がとれてないということと言われるわけですが、結局太陽光を設置する場合はですよ、後々でないと総務のほうも何か、そういうのがわからないみたいなんですよね。やはり、企画で前もって太陽光の発電をするから、その開発行為をするときに1,000㎡を超える場合に太陽光発電するというのが分かればですね、ある程度そういうことを総務のほうとですね、打合せをするとかいうことはできないんですか。横の連携というのは。

○地域政策課地域政策グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

霧島市の再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドラインというものがございまして、こちらは1,000kw以上の太陽光発電事業計画対象になります。市としては事業計画を受け付けて、その後、開発等入っていくわけですが、稼働をした案件につきましては、当然、把握ができます。それらの情報につきましては税務課等に情報提供しております。ただ1,000kw未満のものについては、なかなか稼働したかどうかということが把握できない部分もございまして、それらの分につきましては、なかなかですね情報提供できていないところです。

○委員（新橋 実君）

今、霧島市のほうでそういうのを作っているのではないですか、企画のほうで。開発行為もですけども、太陽光を発電する場合はですよ、近隣のほうと打合せをして間違いなく太陽光を造る場合は、それなりの情報提供とか何かやってるでしょう。その辺はどうなんですか。

○地域政策課地域政策グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

6月1日に、ガイドラインを改正いたしまして、それ以降は50kw以上の事業計画を受け付けることとしています。それ以前は、1,000kw以上の事業計画を受け付けておまして、計画を受け付けた場合は、関係課と事業者にも出席していただいて、情報共有を図っております。ただ、その中には税務課等が入っての協議というものは行っておりません。情報提供については可能だと考えております。

○委員（新橋 実君）

税務課はですね、だからそこら辺が分からんわけですよ。分からんと言われるわけですよ。だから、税務課がしっかりと税金を取ってもらわんと霧島市も税収にならないわけだから。そこにやはり、税務課等もしっかり情報を提供していただいてですね、やっていただく。どうですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今、新橋委員から言われるのは、恐らく土地利用協議。いわゆる面積に基づく開発行為の部分。それから、私どもが所管しているものについては、エネルギーの中の太陽光発電。今回ガイドラインで改正しましたが、対象ワット数を落としたりと。そういうことで上がってくるものも大変増え

てきます。固定資産税のほうでいきますと、いわゆる土地利用協議で固定資産、地目が変わったりするものもあつたりございますし、場合によっては償却資産ということで、償却資産の把握をするためには情報が必要だと。これにつきましては、先ほどの総務部の答弁の中でですね、若干情報が輻輳しているようでしたので、当然、言われるとおり縦割り行政ではなくてしっかりと正当な課税、公平な課税ができるような仕組みをつくるのは当然だと思いますので、もう一回、土地利用協議に係る情報共有なのか、それとも太陽光発電に関する償却資産を含めた情報共有なのか、こちらは総務部のほうと再度調整、確認を取らせていただきたいと思いますと考えております。

○企画政策課主幹（山下裕一朗君）

先ほど宮内委員のほうから、会計年度任用職員、令和2年4月1日現在の数値でございますけれども、令和2年4月1日現在は738名でございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。明日の審査も9時からです。本日はこれで散会します。

「散会 午後 2時50分」